

監 査 事 務 所
検 査 結 果 事 例 集

平 成 2 5 年 7 月
公認会計士・監査審査会

[目次]

はじめに	1
------	---

I. 品質管理編

1. 業務管理体制	5
2. 職業倫理及び独立性	18
3. 契約の新規の締結及び更新	21
4. 採用、教育・訓練、評価及び選任	27
5. 監査調書	31
6. 監査業務に係る審査	34
7. 品質管理のシステムの監視	38
8. 共同監査	41
9. 監査役等との連携	42

II. 個別監査業務編

監査業務の実施	47
1. リスク評価及び評価したリスクへの対応	49
2. 監査証拠	55
3. 会計上の見積りの監査	64
4. 他者の作業の利用	70
5. 金融機関の監査	74
6. 財務諸表監査における不正	80
7. 財務報告に係る内部統制の監査	84

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以降、我が国における監査の品質を高め、公益の確保及び投資者保護の観点から、監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会検査においては、業務管理体制、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視等、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘しており、監査事務所による「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」という観点から、平成20年2月以降、直近の検査で確認された指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表してきている。

昨年度公表の事例集においては、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」に加えて、「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、構成の見直しを行っており、本年度においても、昨年度公表の事例集の構成を維持し、品質管理編と個別監査業務編とに分けた上で、以下の記載を行っている（注1）。

- ▶ 品質管理編では、品質管理に関する項目ごとに、「検査における着眼点」、「検査結果の概要」（指摘事例及びその発生原因並びに監査事務所における品質管理に係る取組として評価できる事例の概要）、「監査事務所に求められる対応」等を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介する。
- ▶ 個別監査業務編では、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書の体系に準じた構成にするとともに、特に不備が集中してみられる会計上の見積りの監査、業種として特徴のある金融機関の監査、今後の対応が注目される財務諸表監査における不正、及び財務諸表監査とは異なる基準が適用される財務報告に係る内部統制の監査については、別に項目を立てて紹介している。各項目において「検査における着眼点」等を記載するほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記する。

審査会としては、各監査事務所において、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、自らの監査事務所における品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善に止まらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。特に、品質管理のシステムの不備については、最高経営責任者や品質管理担当責任者等の責任が一次的には問われるべきものの、その根本的・本質的な原因としては、業務の運営方針や業務管理体制といった監査事務所の組織上の問題が多くみられるところである。監査事務所の各社員においては、品質管理のシステムの整備・運

用は、最高経営責任者や品質管理担当責任者等が個人の責任のみで取り組むべき問題ではなく、監査事務所の経営責任を負う社員全員で取り組むべき業務運営上の課題であることを念頭に、品質管理のシステムの不備につながる業務運営上の要因を特定した上で、その改善に組織的に対処することが求められる（注2）。

また、品質管理編「9. 監査役等との連携」に記載のとおり、審査会による検査の結果、被監査会社の監査役等と監査人との連携が必ずしも十分には行われていない状況がみられる。監査役等と監査人との連携の重要性については、今般改訂された監査基準や新たに設定された「監査における不正リスク対応基準」においても改めて強調されているところである。監査役等及び監査人においては、両者間の連携の充実・強化を通じて、監査の品質の確保・向上に努めることが望まれ、特に、被監査会社の監査役等においては、本事例集を十分に活用し、監査人における品質管理の状況及び品質管理レビューや審査会検査の結果等について積極的に質問するなどして、監査人との連携を推進することを期待している。

（注1）本文記載の見直しに加えて、指摘事例の紹介に当たっては、可能な限り、指摘事例の背景・原因等についても言及しているほか、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りを変更している。

また、検査実施時点で適用されていた旧基準等については、原則として新起草方針に基づく実務指針等に置き換えて引用している。なお、指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主たる規定のみを引用している。

（注2）日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会年次報告書」において「改善勧告事項の概要」等として紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

（用語の定義）

- 「法」：公認会計士法
- 「規則」：公認会計士法施行規則
- 「監査事務所」：監査法人又は個人事務所
- 「CPE」：継続的専門研修
- 「協会」：日本公認会計士協会
- 「金商法」：金融商品取引法
- 「品質管理レビュー」：日本公認会計士協会が同協会会則第122条に基づき実施するレビュー
- 「不正リスク対応基準」：監査における不正リスク対応基準

I . 品質管理編

1. 業務管理体制

(1) 品質管理のシステム

着眼点

審査会検査においては、監査事務所における業務管理体制、特に、品質管理のシステムの整備・運用状況を重点検証項目の一つとして位置付け、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査実施者が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行するために、品質管理のシステムを適切に整備・運用しているか。
- ▶ 監査事務所として、監査の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成するために、適切な方針及び手続を定めているか。また、定められた方針及び手続を実効的に運用しているか。
- ▶ 最高経営責任者等は、監査事務所における品質管理のシステムの整備・運用に積極的に関与するほか、品質管理担当責任者等による品質管理関連業務の実施状況を随時把握し、品質管理担当責任者等に対して、必要な指示を行うなど、品質管理のシステムに関する最終的な責任者としての職責を果たしているか。
- ▶ 監査事務所は、品質管理担当責任者として、その責任の遂行に必要な十分かつ適切な経験及び能力を有する者を選任しているか。
- ▶ 選任された品質管理担当責任者は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を的確に把握した上で、不備が認められる場合には、適時に改善措置を策定・実施するなど、品質管理のシステムの整備・運用に関する責任者としての職責を果たしているか。

検査結果の概要

大規模監査事務所においては、品質管理担当部署が中心となって、監査事務所における品質管理の維持・向上に努めている状況がみられる。また、中小規模監査事務所においても、品質管理業務専任の品質管理担当責任者を選任するなどして、品質管理のシステムの維持・向上に積極的に取り組んでいる監査事務所がみられる。しかしながら、これらの監査事務所においても、一部に、品質管理レビューの指摘事項の改善が不十分である監査事務所や、監査業務の実施において継続して不備が認められる監査事務所がみられるほか、一部の監査業務においては、職業的懐疑心を保持しつつ、監査リスクに適切に対応した監査が実施されているとは言い難い状況もみられる。

また、以下の事例に示すとおり、監査事務所としての品質管理のシステムの整備・運用への取組が不十分な監査事務所や、最高経営責任者、品質管理担当責任者等が品質管理に関する責任を十分に果たしていない監査事務所がみられる。その背景には、以下のような組織的原因がみられており、品質管理のシステムの維持・向上に向けて、組織的かつ抜本的な対応を実施する必要があるものと認められる。

- ・ 社員等が、自らが責任者となっている監査業務等に注力する中で、監査事務所としての一

体的な組織運営に向けた取組を実施していない。

- ・ 社員等が、社員等として所属する監査事務所における監査業務と各社員が個人で開業している事務所における業務とを兼務する中で、所属する監査事務所の業務に十分な時間をかけていない。
- ・ 最高経営責任者、品質管理担当責任者等において、品質管理のシステムを整備し、監査の品質を確保する意識が欠如している。
- ・ 最高経営責任者、品質管理担当責任者等において、監査事務所の業務運営に係る知識・経験が不足している。
- ・ 最高経営責任者は、品質管理のシステムとして整備すべき具体的な水準を把握できていないにもかかわらず、監査事務所の品質管理のシステムに特段の問題はなく、一定の水準が確保できていると評価している。
- ・ 品質管理担当責任者が、品質管理関連業務を実施するために必要な時間をかけていない。

求められる対応

監査事務所においては、以下の事例やその背景・原因を参考にしつつ、品質管理のシステムを構成する各項目（監査実施者に対する教育・訓練、評価及び選任、監査責任者による指示・監督及び査閲、監査業務に係る審査、監査業務の定期的な検証等）の整備・運用状況を改めて検証する必要がある。また、検証の結果、検出された不備事項については、その改善を図るのみならず、根本的な発生原因を究明し、組織的かつ抜本的な改善に取り組むなど、監査事務所全体としての品質管理の徹底を図り、監査の品質を重視する風土を醸成する必要がある。

事例 1) 品質管理のシステムの整備・運用

監査契約の新規の締結及び更新等の社員会の決議事項が社員会による検討・承認を経ないまま実行されているなど、各社員において、他の社員が行っている業務を監視・検証することにより、組織的に業務の適切性を確保する体制が整備されていない。

また、品質管理レビューにおいて、個別監査業務の実施について多数の不備を指摘されながら、改善措置の実施状況を具体的に把握・検証するための措置が講じられていないなど、監査事務所全体として監査の品質の維持・向上を図る体制が整備されていない。

さらに、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う最高経営責任者は、品質管理に関する業務を品質管理担当責任者である社員に任せただけで、当該監査法人における品質管理の状況を適切に把握していないほか、品質管理に関する業務を実施するために必要な人員等を確保していない。

加えて、品質管理担当責任者は、品質管理担当責任者として実施すべき業務の内容を具体的に把握していないほか、品質管理に関する業務のために十分な時間を投じていない。【平成 23 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15～18 項）

事例 2) 品質管理のシステムの整備・運用

最高経営責任者は、当監査事務所において監査責任者として監査業務に従事するまでの間、上場会社の監査責任者又はこれと同等の立場で監査業務に従事した経験がないため、過去に品質管理レビューにおいて受けた指摘の趣旨を十分に理解できていないほか、当該不備を是正するために必要な措置を適切に立案・実施できていない。

また、品質管理担当責任者を兼務する最高経営責任者が、監査事務所に対して構築が求められている品質管理のシステムの水準を理解していないため、品質管理に関する内部規程を形式的に整えるだけで、実効性のある日常的監視や定期的な検証を実施していないなど、品質管理のシステムを適切に整備・運用していない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15～18 項)

事例 3) 品質管理のシステムの運用

最高経営責任者は、監査事務所の品質管理のシステムには重大な問題がないと認識しており、監査事務所としての一体的な品質管理向上のために品質管理担当部署が有効に機能しているかについて、十分に把握していない。

また、最高経営責任者は、品質管理の整備・運用に関する指示を品質管理担当部署の特定の社員に対して行っており、他の社員等は、監査法人としての一体的な品質管理の向上を図る必要性について十分に認識していないため、品質管理関連業務に十分な時間をかけていない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15～18 項)

事例 4) 最高経営責任者の品質管理に関する責任

最高経営責任者は、監査事務所における業務運営の状況等を踏まえた品質管理のシステムを整備する必要性やその重要性を十分に認識しておらず、設立当初に整備した品質管理のシステムの運用状況を把握するだけで、監査事務所の業務運営に適合した品質管理のシステムの整備に必要な措置を講じていないなど、品質管理のシステムに関する最終的な責任者としての職責を十分に果たしていない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15～18 項)

事例 5) 最高経営責任者等の品質管理に関する責任

品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備・運用に十分な時間を確保できていない状況において、品質管理に関して自ら実施する業務と、他の社員に実施させる業務とを適切に区分していないほか、他の社員に依頼する業務については、事前の明確な指示及び事後的な検証を行っていない。

また、最高経営責任者は、品質管理担当責任者の権限を明確にしておらず、品質管理担当責任者による業務の実態を把握していないほか、品質管理のシステムの適切な整備・運用を確保するための具体的な指示を行っていない。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15～18 項)

事例 6) 最高経営責任者等の品質管理に関する責任

品質管理担当責任者は、内部規程の改定等の品質管理関連業務を実施するために必要な時間をかけていないほか、品質管理のシステムの整備・運用状況を日常的に監視する意識を有していない。

このため、品質管理担当責任者は、法令諸基準の改定を適時に内部規程に反映させていないほか、監査契約を新規に受嘱しようとする際、内部規程や協会に提出した指摘事項に関する改善措置の内容等との整合性を随時確認していないなど、品質管理担当責任者としての責任を十分に果たしていない。

また、最高経営責任者は、品質管理担当責任者による内部規程の改定が遅延している状況を認識しながら、その早期完了に向けた具体的な措置を講じていないなど、品質管理のシステムに関する最終的な責任者としての責任を十分に果たしていない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15～18 項)

事例 7) 従たる事務所の品質管理のシステムの整備

当監査事務所においては、主たる事務所と従たる事務所とが、独立した収益管理や人事管理を行っているほか、社員総会承認事項以外の多くの事項について、各事務所が独自に意思決定を行っている。

このため、主たる事務所は、従たる事務所における品質管理の状況を十分に把握していないほか、従たる事務所に対する指導を十分に行っていないなど、監査事務所として、監査業務の品質向上に向けた事務所全体としての一体的な組織運営を行っていない。

【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15～18 項)

(2) 業務改善への取組

着眼点

審査会検査は、品質管理レビューに関する報告を踏まえて実施されるものであり、検査においては、監査事務所における品質管理レビューの指摘事項に対する改善状況について重点的に検証している。具体的には、原則、複数の個別監査業務を選定し、各個別監査業務における指摘事項の改善状況を項目ごとに検証するとともに、改善が不十分な事項が認められた場合、その原因・背景となる業務管理体制上の問題点の把握に努めている。

検査結果の概要

監査事務所における評価できる取組事例として、品質管理担当責任者が中心となり、協会に提出した改善計画を基に、被監査会社の特性等に応じた個別具体的な改善措置を策定した上で、当該改善措置の実施状況を各個別監査業務の監査責任者及び審査担当者等が適時に検証するなどの措置を講じた結果、指摘事項について十分かつ適切な改善が行われているといった事例が挙げられる。

一方、以下の事例に示すとおり、品質管理レビューの指摘事項の改善に向けた取組が十分に実施されておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっている監査事務所が少なからずみられる。その原因としては、監査責任者等が、品質管理レビューにおける指摘事項について、レビューの対象となった個別監査業務や当該監査業務を実施した監査チームに特有の事情に基づくものと認識しており、自らが実施している監査業務において、指摘の趣旨を踏まえた改善状況の検証を十分に実施していないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、指摘された内容を限定的にとらえるのではなく、品質管理レビューの指摘の趣旨を十分に理解した上で、品質管理レビューの指摘事項の改善措置が十分に実施されているか、特に、改善措置の内容が指摘を受けた個別監査業務のみに限定されているといった表面的な改善にとどまっていないかなどの観点から検証し、監査事務所が実施する監査業務全般において業務の改善を図る必要がある。

事例 1) 改善のための具体的な方針・手続の策定等

最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、品質管理レビューの指摘事項に対する改善計画を実施するための具体的な方針及び手続を策定していないほか、改善措置の実施状況を把握していない。【平成 22 年度検査】

事例 2) 改善状況の確認等（最高経営責任者の関与）

過去の品質管理レビューにおいて多数の不備を指摘されているほか、協会会則第 131 条に規定された措置（注）等を受けていたにもかかわらず、最高経営責任者は、改善措

置の実施を監査責任者に任せきりにし、改善状況を確認していないほか、監査責任者は改善のために必要な措置を講じていない。【平成 23 年度検査】

(注) 品質管理レビューにおいて、監査事務所の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合に、監査の品質管理の状況の整備等を促すために講じられる措置。

事例 3) 改善への取組

最高経営責任者、品質管理担当責任者を含む社員が、品質管理レビューの指摘事項をレビューの対象となった監査業務に特有な事情に基づくものと認識しており、指摘事項の根本的な発生原因等について検証していないなど、監査事務所が行う監査業務全般における指摘事項の改善を図るための取組を十分に行っていない。

また、監査事務所として改善措置の実施状況を具体的に把握・検証するための措置を講じていない。【平成 23 年度検査】

事例 4) 改善状況の確認

監査事務所として、品質管理レビューの指摘事項についての改善措置の実施状況を検証するために、改善チェックリストを作成し、各監査チームの主査に対して、監査意見の表明前に、指摘事項ごとの改善状況を当該チェックリストに基づき点検させるとともに、監査責任者及び審査担当者に対しても、主査による上記の自己点検結果を再度点検させたとしている。

しかしながら、各監査チームの主査は、改善措置の実施状況を点検した際、改善計画書記載の具体的な改善措置の内容に照らして、実施した監査手続の十分性等を詳細に点検することなく、改善チェックリストの「改善済」の欄にチェックマークを付している。

また、監査責任者及び審査担当者も、再点検の過程で、上記の主査による点検結果として「未改善」とされている項目がないかなどを形式的に確認するにとどまっている。

【平成 24 年度検査】

(3) 内部規程の整備、周知及び運用

着眼点

審査会検査においては、監査事務所における内部規程の整備、周知及び運用状況について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査の品質を合理的に確保するために、品質管理のシステムの整備・運用に係る方針及び手続を内部規程として文書化しているか。また、内部規程の制定・改定の際に、規程間の整合性を十分に確認するほか、実務指針の改定等に応じて、随時内部規程の見直しを行うなどして、その適切性の確保に努めているか。
- ▶ 品質管理担当責任者等は、監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）やその他の職員に対し、内部規程を確実に配布し、また、必要に応じて、口頭での説明を行うなどして、その周知を徹底しているか。
- ▶ 品質管理担当責任者等は、監査実施者等による内部規程の遵守状況を随時監視するなどして、その遵守を徹底しているか。

検査結果の概要

監査事務所における評価できる取組事例として、協会公表の「監査の品質管理規程」のひな形を基に、監査事務所の実態に応じて修正を加えた内部規程を整備している事例が挙げられる。また、品質管理関連業務ごとに、実施担当者の選任や業務フローを詳細に策定するといった対応を行うなどして、内部規程に基づく業務運営の徹底を図っている事例もみられる。

一方、以下の事例に示すとおり、内部規程の整備、周知又は運用に関する不備事例がみられる。その原因としては、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなく、「監査の品質管理規程」のひな形をそのまま内部規程として採用していることや、監査事務所の運営に当たる社員等が、業務遂行の過程で内部規程を随時参照していないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、内部規程に従った業務運営が行われているかについて改めて十分な検証・見直しを行うとともに、各監査事務所の実態に即した業務フローを確立するなどして、内部規程の適切な整備、周知及び運用に向けた業務管理体制を構築する必要がある。

事例1) 内部規程の運用（社員会の運営等）

最高経営責任者等が、業務運営に際し、定款、監査の品質管理規程等の内部規程を十分に参照していないほか、業務運営の実態に応じた内部規程の見直しを随時行っていないことから、内部規程により社員会の決議事項とされている監査契約の新規の締結・更新や監査実施者の評価・報酬の決定が社員会に付議されることなく行われている。

また、定款において、監査責任者は総社員の同意により定めることとされているにもかかわらず、一部の上場会社の監査業務について、社員会に欠席した社員の同意を得る

ことなく、監査責任者が選任されているほか、非上場会社の監査業務について、総社員の同意を得ることなく、監査責任者が選任されている。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15・16 項)

事例 2) 内部規程の整備（新起草方針に基づく監査基準委員会報告書への対応）

品質管理担当責任者は、内部規程の改定の要否を確認・検討する作業に着手しているものの、当該作業を完了させるために必要な時間をかけておらず、監査マニュアルの一部について、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書に対応する改定が未了となっている。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15・16 項)

事例 3) 内部規程の整備（法令等の改正時の見直し）

品質管理担当責任者等が法令諸基準の改正を見落としていたことから、内部規程において、既に廃止されている「公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令」、「監査法人に関する内閣府令」、「独立性に関する概念的枠組み適用指針」等が引用されている。

【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15・16 項)

事例 4) 内部規程の整備（協会規則の改正時の見直し）

品質管理担当責任者等は、CPE 制度に関する協会規則上、CPE の必須単位数が職業倫理につき 2 単位、監査の品質管理につき 6 単位に変更されているにもかかわらず、監査実施者が履修すべき職業倫理及び監査の品質管理に係る 1 事業年度の必須単位数について、必要な内部規程の改定を行っていない。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15・16 項)

事例 5) 内部規程の周知

品質管理担当責任者は、非常勤の監査実施者については、内部規程の要旨を口頭で伝達すれば足りると考え、「監査の品質管理規程」等の品質管理のシステムに関する内部規程を非常勤の監査実施者に対して一切配布していない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 16 項)

事例 6) 内部規程間の不整合

品質管理担当責任者は、社員会規程等の制定・改定の際、定款との整合性を検証していないことから、監査責任者の選任及び社員に対する報酬について、定款では「総社員の同意により決定する」とされているのに対し、社員会規程等では「社員の過半数が出席した社員会において出席社員の過半数により決定される」とされているなど、内部規程間の不整合がみられる。【平成 22 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 16 項)

(4) 法令諸基準の遵守

着眼点

公認会計士及び監査法人に対しては、公認会計士法その他の法令諸基準において、業務の適切性を確保するなどの観点から、各種の制限、義務等が課されている。審査会検査においては、関連する法令諸基準の遵守状況や遵守に向けた業務管理体制の整備・運用状況等について検証している。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、定款に記載のない業務の提供、社員の競業禁止、業務報告書の記載内容、定款変更の届出等に関する不備事例がみられる。その原因としては、品質管理担当責任者等が、法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを明確かつ具体的に定めていないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる業務を特定し、当該確認作業に係る実施担当者を選任するなどして、法令諸基準の遵守に向けた適切な業務管理体制を構築する必要がある。

事例 1) 定款に記載のない業務の提供

定款において、監査証明業務のみを行うこととしているにもかかわらず、非監査証明業務を行っている。【平成 22 年度検査】

(法第 34 条の 5)

事例 2) 社員の競業の禁止

監査法人として、特定の社員が、他の社員全員の承認を受けることなく、監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を個人で受嘱していることを把握していない。【平成 24 年度検査】

(法第 34 条の 14 第 2 項)

事例 3) 業務報告書の記載

業務報告書の作成担当者である最高経営責任者は、業務報告書に記載すべき情報を一元的に集約・管理する体制を整備することなく、当該報告書を作成しているほか、同人以外の者が当該報告書の正確性について検証していないことから、提出された業務報告書中の「社員、使用人等の状況」、「監査業務の定期的検証の状況」等に誤記載がみられる。【平成 23 年度検査】

(法第 34 条の 16 第 2 項)

事例 4) 定款変更の届出

監査法人として、各種届出等の業務を最高経営責任者に委ねるだけで、法定書類の提出状況を管理、検証するための措置が講じられていないことなどから、定款変更の届出が法定の提出期限内に行われていない。【平成 23 年度検査】

(法第 34 条の 10 第 2 項)

(5) 情報管理

着眼点

公認会計士は、業務の実施の過程で被監査会社等の機密情報に頻繁に接し得る立場にある。

また、各公認会計士は、業務の実施において、PC を持ち歩き、被監査会社の担当者等と業務に関する情報のやりとりに電子メールを利用することが日常的になっている（「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」（IT 委員会報告第 4 号）参照）。このような状況において、監査事務所には、IT 環境等に十分かつ適切に配慮した情報管理体制の整備・運用が求められている。

上記を踏まえ、審査会検査においては、以下のような観点から、監査事務所における情報管理体制の整備・運用状況について検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査事務所が保有する情報の種類等を分析するなどして、情報漏えいのリスクを的確に把握しているか。
- ▶ 監査事務所として、当該リスクに見合ったセキュリティ・ポリシー等の情報管理に係る内部規程を適切に整備・運用しているか。
- ▶ 情報管理に係る責任者は、監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）及びその他の職員が情報管理に係る内部規程を遵守しているかを随時監視するなどして、当該内部規程の遵守を徹底しているか。

検査結果の概要

監査事務所における評価できる取組事例として、情報漏えいリスクを低減するため、

- ・ 被監査会社等から入手した情報を PC に保存した状態で被監査会社等に移動することを原則として禁止するといった措置を講じている事例
- ・ IT 委員会報告第 4 号の内容に基づいた情報管理に係る自己点検リストを作成し、全ての監査実施者を対象に、監査業務において使用する PC 等の情報機器について、当該リストを用いた自己点検を実施させるといった措置を講じている事例

がみられる。

一方、以下の事例に示すとおり、情報セキュリティに関する内部規程を監査実施者に配布していないといった不備事例や、情報セキュリティに関する内部規程を制定しているものの、当該規程で定められている情報漏えい防止措置を実施していないといった不備事例がみられる。その原因としては、情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC 等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む）に運用を任せき

りにしていることが挙げられる。また、当該責任者等が、監査実施者は情報セキュリティに関する内部規程を遵守していると過信し、監査事務所における内部規程の運用実態を把握するための措置を実施していないことなども挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、万一情報が漏えいした場合に生じうる損失等を十分に認識した上で、各監査事務所における情報機器の利用等の実態に対応した情報管理体制を整備する必要がある。

事例 1) 情報管理に関する内部規程の配布等

品質管理担当責任者は、情報セキュリティに係る内部規程について、口頭でその要点を伝達すれば足りると考えていたことから、個人所有の PC を使用して監査業務に従事する非常勤の監査実施者に対して、情報セキュリティに係る内部規程を交付していないほか、当該 PC における顧客データの保管状況や暗号化ソフトの導入状況を確認していない。【平成 24 年度検査】

(法第 27 条、IT 委員会報告第 4 号 IV 2・5)

事例 2) 情報セキュリティの運用体制に関するモニタリング等

情報セキュリティに関する内部規程において、定期的な研修の実施、パスワードの設定と管理状況、情報セキュリティの運用体制に関するモニタリングの実施を定めているにもかかわらず、品質管理担当責任者等は、業務に使用する PC の一部について、パスワードの変更やウィルス対策プログラムソフトの更新等のチェックを実施していないなど、内部規程に定めるモニタリングを実施していない。

また、一部の監査実施者において、業務で使用する PC について、パスワードを設定していない者がみられる。【平成 23 年度検査】

(法第 27 条、IT 委員会報告第 4 号 IV 5、V 3)

事例 3) 電子データの保存状況等のモニタリング

品質管理担当責任者等は、常勤者等に対して貸与している PC や非常勤の監査実施者が当該監査法人の監査業務に使用する個人所有の PC について、情報セキュリティに関する内部規程において定められた電子データの保存状況等に関するモニタリングを実施していない。【平成 22 年度検査】

(法第 27 条、IT 委員会報告第 4 号 IV 5)

(6) インサイダー取引防止

着眼点

資本市場の信頼性を確保するという重要な社会的使命を担っている公認会計士が、業務で知り得た企業の内部情報を利用してインサイダー取引に関与したような場合、これにより公認会計士監査に対する信頼は大きく揺るがされることになりかねない。また、公認会計士がインサイダー取引に関与した場合には、関与した本人が責任を問われるのは勿論のこと、所属する監査事務所等の信頼性にも大きな影響を与えることにもなりうる。各監査事務所においては、構成員によるインサイダー取引の防止に向けて、実効性ある措置の実施が不断に求められる。

上記を踏まえ、審査会検査においては、インサイダー取引防止体制の整備・運用状況について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所として、構成員によるインサイダー取引防止に向けて、実効性ある手続を内部規程により定め、周知しているか。
- ▶ 監査事務所として、内部規程で定められたインサイダー取引防止措置を適切に実施するとともに、必要に応じて、構成員による特定有価証券等の取引の確認等の監視措置を実施しているか。

検査結果の概要

ほとんどの監査事務所において、協会研修資料の「インサイダー取引防止規程」のひな形等を基に、業務提供先（監査事務所が監査証明業務又は非監査証明業務を提供している先）の特定有価証券等の売買の禁止、業務提供先の周知や誓約書の徴収等を盛り込んだインサイダー取引防止規程を整備・運用している状況が確認されている。また、これ以外に監査事務所における評価できる取組事例として、

- ・ 構成員から定期的に特定有価証券等の取引に関する帳票等を徴収し、特定有価証券等の保有・取引状況を確認している事例
- ・ 業務提供先以外の特定有価証券等の取引についても一定の制限を加えるなどの措置を実施している事例

がみられる。

一方、以下の事例に示すとおり、「インサイダー取引防止規程」のひな形を参考に内部規程を整備しているものの、当該規程で定められたインサイダー取引防止措置を実施していないといった不備事例がみられる。その原因としては、インサイダー取引防止管理担当者等が、内部規程に基づき実施すべきインサイダー取引防止措置を網羅的に把握していないことが挙げられる。また、インサイダー取引防止管理担当者等が、内部規程において規定されているインサイダー取引防止措置の実効性に疑問を抱いていること、あるいは、構成員は関連規程を適切に遵守しているはずと過信していることから、当該防止措置を適時に実施していないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、協会公表の「インサイダー取引に関する Q&A」（平成 20 年 9 月 2 日）等を十分に参照の上、インサイダー取引防止規程の整備、周知及び運用状況を改めて検証するとともに、インサイダー取引防止体制の強化の要否等についても検討する必要がある。

事例 1) 業務提供先の周知等

「インサイダー取引防止規程」において、インサイダー取引について注意を喚起するために、構成員に対して業務提供先を記載したリストの配布を行うことや、構成員に対して自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書を提出させることが定められているにもかかわらず、インサイダー取引防止管理者は、業務提供先を記載したリストを作成していないほか、非常勤の監査実施者に対して誓約書の提出を求めている。【平成 22 年度検査】

(法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第 1 号第 19 項)

事例 2) 業務提供先の周知（適時の周知）

業務提供先の異動があった場合、速やかに、監査実施者及びその他の職員に対し、当該異動の事実を周知することが、内部規程において定められているにもかかわらず、インサイダー取引防止管理者は、業務提供先の一部について、異動後、速やかに周知していない。【平成 24 年度検査】

(法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第 1 号第 19 項)

事例 3) 業務提供先の周知（業務提供先の網羅性）

インサイダー取引防止管理者は、監査証明業務に係る業務提供先の異動に関する周知を行っているものの、非監査証明業務に係る上場会社の業務提供先の異動に関する周知を行っていない。【平成 24 年度検査】

(法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第 1 号第 19 項)

事例 4) インサイダー取引防止体制の運用

インサイダー取引防止管理者は、構成員から「自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない」旨の誓約書を入手しているが、構成員の中に誓約すべき事項についての回答を記載していない者がいることを把握していない。【平成 24 年度検査】

(法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第 1 号第 19 項)

2. 職業倫理及び独立性

着眼点

公認会計士による監査が関係者の信頼を得るためには、監査人が特定の利害に関係することなく公正不偏の態度を保持し、財務諸表の適正性について公正な判断を下すことが重要である。このため、監査事務所においては、監査人として公正不偏の態度を保持していることを客観的に示すべく、職業倫理及び独立性の遵守に関する方針及び手続を策定することが求められるほか、監査責任者においては、自らが当該方針及び手続を遵守することに加え、補助者による当該方針及び手続の遵守状況を確認することが求められる。

上記を踏まえ、審査会検査においては、監査事務所における独立性の確認手続の適切性等について、以下のような観点から重点的に検証している。

- ▶ 監査事務所として、独立性の保持が要求される全ての構成員から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を、少なくとも年に一度入手しているか。
- ▶ 監査事務所として、監査契約の新規の締結や更新に際し、内部規程で定められた独立性の確認手続を実施しているか。また、監査報告書の発行に際し、独立性の状況に変更がないことを適切な方法で確認しているか。
- ▶ 監査事務所として、独立性の確認手続を実施すべき全ての対象者について、適切な確認手続を実施しているか。また、対象者の区分に応じて、適切な確認手続を実施しているか。
- ▶ 監査事務所として、独立性の確認手続に際し、確認対象者に対して、被監査会社の子会社等に係る最新かつ正確な情報を提供した上で、確認手続を実施しているか。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、内部規程等で定められた独立性の確認手続を実施していないなどの不備事例等がみられる。その原因としては、品質管理担当責任者等が、独立性の確認手続に関し、実施手順（被監査会社の連結子会社等に係る最新情報の把握方法等を含む）、実施時期や実施担当者を具体的に定めていないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、監査の信頼性の確保に向けて、適時に、かつ、網羅的に独立性に関する確認手続を実施する体制を構築する必要がある。

事例 1) 年次の独立性の確認手続

監査事務所として、独立性の確認に関する実施担当者や実施手順等を具体的に定めず、年次の独立性の確認手続を実施していない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 23 項)

事例 2) 新規の締結の際の確認手続

監査事務所として、独立性の確認に関する実施担当者や実施手順等を具体的に定めておらず、監査契約の新規の締結の際、当該監査業務に従事する予定の非常勤の監査実施者について、内部規程で定められた独立性の確認手続を実施していない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 20 項)

事例 3) 新規の締結の際の確認手続

監査事務所として、独立性を確認した結果を文書として保存すべきことを内部規程において定めておらず、監査契約の新規の締結の際、監査責任者となる予定の社員により実施したとされる確認手続の結果が記録として残されていない。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25・56 項)

事例 4) 監査実施者に対する独立性の確認手続

品質管理担当責任者等において、独立性保持のための調査対象範囲及び調査手法を十分に検討していなかったことなどから、独立性の確認手続に関し、以下のような不備がみられる。

- ・ 年次の独立性の確認手続において、当監査事務所及び社員から、「倫理規則編の会計事務所用」及び「法令編の監査法人社員用」のチェックリストを入手していない。
- ・ 社員以外の監査実施者について、年次の独立性の確認手続を実施していない。
- ・ 監査法人の関係会社の一部について、独立性の確認手続を実施していない。
- ・ 品質管理担当責任者は、監査法人に加入した一部の社員について、加入時及び年次の独立性の確認手続を実施していない。
- ・ 品質管理担当責任者は、業務委託契約締結時に非常勤の監査実施者に対して監査法人が受嘱している監査業務を口頭で伝え、独立性チェックリストにより独立性を確認したとしているが、被監査会社の関係会社の名称等を伝達していない。
- ・ 品質管理担当責任者が、直近の「監査人の独立性チェックリスト」(倫理委員会研究報告第 1 号)の改正を把握していなかったことから、当該改正前の独立性チェックリストを用いて独立性の確認手続を実施している。
- ・ 品質管理担当責任者は、社員に対する独立性の確認手続において、独立性チェックリストの全項目について、回答欄の「いいえ」に予め○印を記入した独立性チェックリストを配布しており、実質的な独立性の確認手続が実施されていない。

【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 23 項)

事例 5) 被監査会社リストの記載

品質管理担当責任者が、被監査会社等に関する最新の情報を一元的に集約し、当該情報を年次の独立性の確認時に配布する「被監査会社一覧表」に反映させるための措置を

講じていないことなどから、独立性の確認手続の際に配布された「被監査会社一覧表」から複数の被監査会社の記載が漏れている。【平成 23 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 21・23 項)

事例 6) 監査報告書日までの独立性の確認手続

監査事務所として、年次の独立性の確認手続の実施時点から監査報告書日までの間に、監査実施者の独立性の保持に問題が生じていないことを監査責任者等が確認する仕組みを設けておらず、年次の独立性の確認時から監査報告書日までの間（約 1 年間）に監査実施者の独立性の保持に問題が生じていないことを確認していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 10 項)

3. 契約の新規の締結及び更新

着眼点

監査事務所として、監査の品質を合理的に確保するためには、監査契約の新規の締結及び更新に先立ち、関与先の誠実性等に関する情報を広範に入手するなどして、監査契約の締結・更新に伴い想定されるリスクを慎重に見極める必要がある。万一、被監査会社の企業状況等について安易なリスク評価を行った場合、又は自らの監査実施体制に関する誤った認識に基づき契約の締結等の可否を判断した場合、監査意見の不表明等、監査人としての職責を十分に果たせない結果になりかねないことから、監査契約の新規の締結及び更新に際して、十分かつ適切な情報収集に基づく慎重な判断が必要とされることは明らかである。

また、新規に受嘱又は更新した監査業務の実施に当たっては、受嘱・更新に係る判断の過程で把握した関与先等の情報及びリスク評価を踏まえて、当該監査業務を実施する必要がある。

検査結果の概要

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項であるにもかかわらず、以下の事例に示すとおり、新規の締結及び更新に係る内部手続が履行されていない不備事例、適切なリスク評価が実施されていない不備事例、引継の内容が適切に記録されていない不備事例等がみられる。その原因としては、監査責任者等が、慎重なリスク評価手続を実施すること、あるいは、前任監査人との引継や監査事務所における内部手続を適時かつ適切に実施することよりも、監査手続に早期に着手することを優先させていることが挙げられる。また、監査責任者としての経験不足等から、予備調査等により把握した事実をもとに監査受嘱リスクを適切に識別・評価できていないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、監査契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続の重要性に鑑み、新規の締結及び更新に際して実施されるリスク評価等の手続が形骸化していないかなどの観点から、当該方針及び手続の整備・運用状況を改めて検証する必要がある。

また、新たに設定された「不正リスク対応基準」においては、監査事務所に対して、監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮等が求められており、各監査事務所においては、以下の事例を踏まえつつ、新規の締結及び更新の際のリスク評価手続等の充実・強化が求められる。

(1) 内部手続の履行等

着眼点

監査事務所においては、監査契約の新規の締結及び更新に際し、以下の全てを満たすことが求められている。

- ▶ 監査事務所が、時間及び人的資源を含め、監査業務を実施するための適性及び能力を有していること。
- ▶ 監査事務所が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。
- ▶ 監査事務所が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

特に、関与先の誠実性の検討については、新規の締結の場合と既存契約の更新の場合の各状況に応じて必要と考えられる情報を入手することのほか、問題点が識別されたにもかかわらず新規の締結及び更新を行う場合、監査事務所が当該問題点をどのように解決したかを文書化することが求められている。

審査会検査においては、上記を踏まえ、各監査事務所における新規の締結及び更新に関する内部手続の履行状況等について検証している。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、監査契約の新規の締結及び更新に関する内部手続やリスク評価手続に関する不備事例や、監査契約の更新に際して、内部規程で定められたチェックリストのチェック欄に問題がないことを示すチェックマークを付すだけで、深度あるリスク評価が行われていないなどの不備事例がみられる。

求められる対応

監査事務所においては、監査契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続が適切に整備・運用されているか、改めて検証する必要がある。

また、新たに設定された「不正リスク対応基準」においては、「監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続に、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価すること、並びに、当該評価の妥当性について、新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な部署又は者により検討することを含めなければならない」とされており、各監査事務所においては、以下の事例を踏まえつつ、リスク評価手続等の充実・強化が求められる。

事例 1) 内部手続の実施

監査責任者（予定者）が、監査契約の新規の締結及び更新については、必要に応じて、最高経営責任者又は品質管理担当責任者と協議の上、決定すれば足りるものと考えていたことなどから、内部規程である「監査の品質管理規程」において社員会決議事項とされている監査契約の新規の締結及び更新が、社員会を開催することなく行われている。

【平成 23 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項）

事例 2) リスク評価手続の実施

監査契約の新規の締結及び更新に際し、内部規程で定められた「監査契約の新規締結チェックリスト」及び「監査契約の更新チェックリスト」に基づくリスク評価を実施していない。【平成 22 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項）

事例 3) リスク評価手続の実施（関与先の誠実性等）

監査チームは、予備調査や前任監査人に対する質問により、被監査会社の業績が事業計画において示された業績予測等に大幅に達していない状況や会計基準の解釈等に対する経営者の姿勢や統制環境に関して問題が存することをうかがわせる情報等を把握していた。これにもかかわらず、監査チームは、これらの被監査会社との監査契約を新規に締結しようとする際、内部規程により作成が義務付けられているチェックリストに問題がない旨を形式的に記載するのみで、予備調査等において把握した事項を監査受嘱リスクとして識別していない。また、当該監査業務を受嘱した場合に想定される監査リスクを受嘱可能な範囲まで軽減するための具体的な方策等を検討していない。【平成 24 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項、監査基準委員会報告書 900 第 9・12 項）

事例 4) リスク評価手続の実施（人的資源）

監査事務所として、金融機関に係る監査契約の新規の締結及び更新の可否を検討する際、監査事務所全体として金融機関特有の監査手続を十分かつ適切に実施するために必要な知識及び経験が不足していることを認識しながら、これを補完するための十分かつ適切な措置を講ずることなく、当該監査契約を新規に締結し、更新している。【平成 24 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項、監査基準委員会報告書 220 第 11・23 項）

事例 5) リスク評価結果の文書化

監査責任者（予定者）が、上場会社及び SPC 以外の法人については、監査リスクが低く、評価結果等を文書化することまでは必要ないものと認識していたことから、新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項についての評価結果等を文書化してい

ない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 11・23 項)

事例 6) 認識された問題点の検討過程の文書化（債務超過の評価）

監査責任者は、被監査会社（上場会社）が、決算期末において債務超過となったことを受けて、債務超過の猶予期間入り銘柄に指定されていることを認識しながら、監査契約の更新に際し、上記の問題点について検討した過程を更新チェックリストに記載していない。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 26 項、監査基準委員会報告書 220 第 11・23 項)

事例 7) 認識された問題点の検討過程の文書化（継続企業の前提についての評価）

監査責任者は、被監査会社が、連続して営業損失、当期純損失を計上しているなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることを認識しながら、監査契約の更新に際し、これらの問題点について検討した過程を文書化していない。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 26 項、監査基準委員会報告書 220 第 11・23 項)

(2) 監査業務の引継

着眼点

監査人が交代する場合、前任監査人が過年度に係る監査業務の実施過程で入手・把握した情報は非常に重要な情報となるため、前任監査人及び後任監査人には、以下の事項の確実な実施が求められる。

- ▶ 前任監査人は、後任監査人が監査契約の締結の可否を判断する又は監査を実施する上で有用な情報を提供するため、適時に十分な引継を行わなければならない。また、前任監査人は、後任監査人からの質問に対して誠実かつ明確に情報を提供しなければならない。特に、監査意見に影響を及ぼした又は及ぼしうる財務諸表における重要な虚偽表示に関わる情報又は状況を把握していた場合、後任監査人に当該情報を伝達しなければならない。
- ▶ 後任監査人は、前任監査人に対して、質問及び監査調書の閲覧等による監査業務の引継を求めるとともに、その結果を適切に文書化しなければならない。また、後任監査人は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、少なくとも、以下の事項について質問しなければならない。
 - ・ 経営者の誠実性について疑義があるか
 - ・ 監査人の交代事由に関する前任監査人の見解
 - ・ 会計処理、表示及び監査手続に関して会社との間に重要な意見の相違があるか
 - ・ 経営者による不正若しくは従業員による重要な不正が存在している又は兆候があるか
 - ・ 重要な違法行為又は違法行為の疑いがあると判断したものが存在しているか

- ・ 重要な偶発債務が存在している又は重要な偶発債務となる可能性がある事象が存在しているか
- ・ 財務報告に係る内部統制に重要な不備があるか
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するか
- ・ 期中交代の場合、既に発見している未修正の虚偽表示があるか
- ・ 過年度において、最終的には修正されたものの監査の過程で発見された重要な虚偽表示があったか

審査会検査においては、上記を踏まえ、各監査事務所における監査業務の引継の状況等について検証している。

検査結果の概要

監査事務所における評価できる取組事例として、期中交代の事例において、前任監査人が被監査会社に対して行った金商法第 193 条の 3 に基づく通知の内容等を後任監査人に対して説明するなどして、監査の過程で把握した被監査会社の状況を詳細に後任監査人に伝達している事例が挙げられる。

一方、以下の事例に示すとおり、前任監査人に対する質問内容やその回答が記録として残されていない不備事例がみられるほか、前任監査人から後任監査人に対して、監査上の重要な事項についての情報が十分かつ明確に伝達されていないなどの不備事例がみられる。

求められる対応

前任監査人は、後任監査人に対して、監査実施の過程で把握した被監査会社の監査リスク等に係る情報を十分かつ明確に伝達する必要があることを認識し、また、後任監査人は、前任監査人からの引継等の過程で入手した被監査会社の監査リスク等に係る情報を適切に文書化し、監査業務の実施において十分に活用できる体制を整備する必要がある。

また、新たに設定された「不正リスク対応基準」においては、

「監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続において、後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する調書の閲覧に応じるように定めなければならない。」

「監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続において、前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問するように定めなければならない。」

「監査事務所は、監査事務所間の引継に関する方針及び手続において、監査チームが実施した引継の状況について監査チーム外の適切な部署又は者に報告することを定めなければならない。」

とされており、前任監査人及び後任監査人においては、両者間で被監査会社の監査リスクに係る情報が十分かつ明確に伝達されるよう、引継手続を適切に実施することが求められる。

さらに、「不正リスク対応基準」においては、

「監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続において、同一の企業の監査業務を担当する監査実施の責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるように定めなければならない。」

とされており、同一監査事務所内での監査チームの交代においても、監査リスクに係る情報を十分かつ明確に伝達することが求められることに留意する必要がある。

事例 1) 前任監査人に対する質問

監査責任者（予定者）は、監査人の期中交代となる監査契約を新規に締結しようとする際、前任監査人として、「当年度の財務諸表の監査に着手したものの監査報告書を提出していない監査人」と「前年度の財務諸表の監査報告書を提出した監査人」とが存在するにもかかわらず、監査契約の新規の締結前に、前者の前任監査人に対する質問を実施するのみで、後者の前任監査人に対する質問を実施していない。【平成 24 年度検査】
(監査基準委員会報告書 900 第 8・9 項、同 230 第 7 項)

事例 2) 前任監査人に対する質問内容等の文書化

内部規程である「監査の品質管理規程」において、①（旧）監査基準委員会報告書第 33 号に準拠すること、②品質管理担当責任者は、監査業務の引継が監査法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめなければならないことなどが定められているにもかかわらず、前任監査人への質問及びその回答の内容が適切に文書化されていない監査業務がみられる。【平成 22 年度検査】
(監査基準委員会報告書 900 第 8・9 項、同 230 第 7 項)

事例 3) 期首残高の評価の妥当性等に係る手続の文書化

監査チームは、会計上の見積りに関連した勘定科目の期首残高の評価の妥当性を検討するために、前任監査人に対し、重要な含み損の有無を質問したとしているものの、実施した監査手続及び結論が監査調書に記載されていない。

また、金額的重要性が高い会計上の見積り項目や負債項目の実在性等について、試算表等と照合するのみで、期首残高の実在性等を検討していないものがみられる。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 510 第 5 項、同 230 第 7 項)

4. 採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 教育・訓練

着眼点

監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めることが求められており、審査会検査においては、以下のような観点から、監査事務所における教育・訓練について検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査実施者が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供することにより、監査実施者に必要とされる適性や能力を維持、開発しているか。
- ▶ 監査事務所として、監査実施者の CPE の履修状況について適切に管理・監督しているか。

検査結果の概要

監査事務所における評価できる取組事例として、監査実施者の経験年数等に応じて異なる研修内容を提供するほか、講義形式での研修に加えて、監査実施者間でディスカッションを行うなどの参加型研修を取り入れるなど、研修の充実に努めている事例が挙げられる。

一方、以下の事例に示すとおり、適切な教育・訓練制度が構築されていないといった不備事例や、CPE の履修状況についての管理が適切に行われていないなどの不備事例がみられる。その原因としては、品質管理担当責任者等が、監査業務に係る知識等の習得を監査責任者による監査現場の指導・監督に全面的に委ねていること、また、監査事務所全体における監査業務に係る知識等の水準を確保することにより、監査の品質を維持・向上させようとする意識が乏しいことなどが挙げられる。

なお、監査事務所の規模を問わず、研修で伝達した内容や問題意識が実際の監査現場で十分に活用されていないという状況がみられており、各監査事務所とも、研修等を通じて、監査実施者の職業的懐疑心や監査リスクに対する「感度」をいかに高めていくかという課題に直面している状況がみられる。

求められる対応

監査事務所においては、監査実施者に対して、適切な研修の受講機会を提供するとともに、CPE の履修状況の適切な管理・監督を行うなどして、監査実施者の適性や能力の維持・向上を図る必要がある。

事例 1) 教育・訓練制度の構築

監査事務所として、監査実施者の監査経験や実施している監査業務の内容等を十分に踏まえた教育・訓練制度を構築・実施していないほか、各監査チームが把握した監査上の問題点や監査手法等を事務所内で共有するための具体的な措置を講じていないなど、

各監査チームによる監査の品質を均一的に維持・向上するための取組を十分に実施していない。【平成 24 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 28 項)

事例 2) CPE の履修状況の管理

監査事務所による CPE の履修単位が適切に管理されていないことなどから、監査実施者において必須研修項目の履修単位不足が発生している。【平成 22 年度検査】
(協会会則第 116 条、継続的専門研修制度に関する規則第 6 条)

(2) 評価、報酬及び昇進

着眼点

監査事務所においては、監査の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成できるよう、評価、報酬及び昇進に関する適切な方針及び手続を定めることが求められており、審査会検査においては、以下のような観点から、監査実施者の評価、報酬及び昇進に係る手続の整備・運用状況について検証している。

- ▶ 監査事務所として、人事に関する方針及び手続に監査の品質を優先する姿勢を反映させているか。
- ▶ 監査事務所として、評価、報酬及び昇進に関し、監査実施者の能力の維持・向上及び職業倫理の遵守について正当に評価し、十分にこれに報いるための方針及び手続を定めているか。

検査結果の概要

監査事務所における評価できる取組事例として、監査実施者が行った監査業務の品質に関して、監査事務所独自に設定した評価項目に基づき定期的に評価するとともに、当該評価結果を監査実施者に伝達するなどの評価手続を実施している事例が挙げられる。

一方、以下の事例に示すとおり、監査実施者の評価において、実施している監査業務の品質の評価についての方針等が具体的に定められていないなどの不備事例がみられる。その原因としては、監査責任者の多くが、監査責任者間で互いの監査業務の品質を評価しあうことに消極的であることなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、各監査事務所の規模や人員構成等に配慮しつつ、職業的専門家としての能力の維持・向上や職業倫理の遵守状況を評価するための方針及び手続を整備・運用する必要がある。

事例) 監査実施者の評価に係る方針及び手続

監査事務所として、内部規程である「監査の品質管理規程」において、監査の品質や職業倫理の遵守状況に留意して監査実施者の評価を行うことを定めているにもかかわらず、監査実施者の能力や、実施している監査業務の品質をいかに評価し、報酬及び昇進に反映するかについての方針及び手続を具体的に定めることなく、各監査実施者の報酬を決定している。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 28 項)

(3) 選任

着眼点

監査事務所は、監査実施者の選任に関する方針及び手続を定め、監査実施者（監査責任者を含む。）として、被監査会社の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる者を選任しなければならない。また、監査責任者は、監査実施者の選任に当たっては、監査チームのメンバーが監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有することのほか、十分な時間を確保できることを確認しなければならない。

上記を踏まえ、審査会検査においては、以下のような観点から、監査実施者の選任の適切性等について検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査実施者の選任に関し、必要な適性及び能力を有する監査実施者を選任するための方針及び手続を定めているか。
- ▶ 監査事務所として、監査実施者の選任に際して、各監査実施者が業務実施のために確保できる時間や、職業的専門家としての基準及び法令等に対する理解、実務経験、判断能力等について、十分考慮しているか。

検査結果の概要

以下の事例に示すとおり、監査実施者等の適切な選任が行われていないなどの不備事例がみられる。その原因としては、監査契約の新規の受嘱の際に、監査実施者の能力・経験や監査事務所全体での業務遂行能力等について十分に考慮することなく、新規の監査業務の獲得を優先させていることなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、監査実施者の選任に際し、被監査会社の事業内容や規模等に見合った専門的知識、実務経験、判断能力等を有する者を選任するとともに、これらの者が監査業務の実施のために十分な時間を確保できるよう、業務量の監視等の措置を講じるなどして、適切な業務実施体制の構築に努める必要がある。

事例 1) 監査責任者の選任

監査責任者として、監査事務所及び被監査会社の遠隔地に居住し、公認会計士以外の業務に主として従事している社員が選任されているところ、当該社員は、監査責任者として、四半期に一度の割合で被監査会社に往査する以外の業務を行っておらず、当該監査業務に十分に従事していない。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項)

事例 2) 監査チームの選任

上場会社である被監査会社の監査業務を実質的に監査責任者 1 名、公認会計士試験合格者 2 名の計 3 名の体制で実施しているほか、監査の能力や経験が十分でない公認会計士試験合格者が重要な科目を担当するなど、監査リスクに応じた十分な時間及び人員が投入されていない。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 30 項)

5. 監査調書

(1) 監査調書の作成及び査閲

着眼点

監査調書は、監査人が監査報告書を発行するための基礎を得たことのほか、監査人が監査の基準等に準拠して監査を実施したことを示す証拠を提供するものである。このように、監査調書は、監査人が実施した監査手続の内容を直接かつ具体的に示す証拠となる一方、特に重要な判断に関連する監査手続について、実施内容等が監査調書に記載されていない場合、監査調書以外の証拠（例えば、当該手続を実施したとする本人による口頭での説明等）は、監査人が実施した作業又は結論に対する十分な裏付けとすることはできない。職業的専門家である監査人としては、このことに十分に留意する必要がある。

上記を踏まえ、審査会検査においては、以下のような観点から、監査調書の作成及び査閲について検証している。

- ▶ 監査実施者は、監査調書の作成に際し、一般に公正妥当と認められる監査の基準等への準拠性、監査手続の実施時期及び範囲、到達した結論等について必要かつ十分な記載を行っているか。
- ▶ 監査チームのより経験のあるメンバーが、経験の浅いメンバーの作成した監査調書を適切に査閲しているか。
- ▶ 監査責任者は、監査調書の査閲や監査チームとの討議を通じて、得られた結論と監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠が入手されたことを確認しているか。

検査結果の概要

「Ⅱ. 個別監査業務編」に記載のとおり、個別監査業務の不備の主な原因の一つとして、監査責任者等による適時適切な監査調書の査閲を含めた監査チームのメンバーに対する指導・監督が不足していることが挙げられる（個別監査業務の不備の主な原因については 47 頁参照）。これに関連して、監査調書の作成について、実施したとする監査手続、試査の範囲、入手した監査証拠、判断過程及び結論等が監査調書に記載されていないなどの不備事例が散見されている（不備事例の具体的な内容については 49 頁以下参照）。

さらに、これら以外にも、以下の事例に示すとおり、着眼点に記載した監査調書の重要性についての認識が不足していることなどから、監査手続を省略した理由等が監査調書に記載されていないなどの不備事例がみられる。

求められる対応

監査実施者においては、監査チームのより経験のあるメンバーによる適切な監査調書の査閲や、経験の浅いメンバーに対する指導・監督等を行い、実施した監査手続について、必要かつ十分な監査調書への記載を行う必要がある。

事例 1) 監査手続の省略理由等の記載

監査実施者は、監査手続書に記載されている監査手続の一部について、その実施を省略しているが、監査手続を省略した理由、当該監査手続の省略について監査責任者等が承認した旨が監査調書に記載されていない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 230 第 7 項)

事例 2) 参照調書番号等の記載

財務諸表の各勘定科目とこれを検討した監査調書との対応関係が、参照調書番号等の記載により明示されておらず、監査対象とした財務諸表の勘定科目の金額と監査証拠を記載した監査調書の勘定科目の金額との関連性が明確でない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 230 第 7 項)

(2) 監査調書の管理・保存

着眼点

監査事務所においては、監査人が作成した監査調書の管理・保存状況について、十分な配慮が求められており、審査会検査においては、以下のような観点から、監査調書の管理・保存状況について検証している。

- ▶ 監査事務所として、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性、検索可能性を確保するための方針及び手続を適切に整備しているか。
- ▶ 監査事務所として、上記の方針及び手続を適切に運用することにより、監査調書の機密性、保管の安全性や情報の完全性の確保に努めているか。

検査結果の概要

各監査事務所における監査調書の管理・保存状況について検証した結果、以下の事例に示すとおり、監査調書の管理・保存に関する不備事例がみられる。その原因としては、各監査実施者において、監査事務所における品質管理業務の実施や外部に対する説明等の際に監査調書が重要な役割を果たすことについての意識が乏しいことや、監査責任者等が監査調書の機密性、安全性、完全性等の確保に十分に配慮していないことなどが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、監査調書の管理・保存状況を改めて検証し、監査調書の紛失等に伴う監査証拠の滅失、機密情報の漏えい等の防止に向けて、万全の措置を講ずる必要がある。

事例 1) 監査調書の管理・保存

監査調書の管理・保存に関し、以下のような不備事例がみられる。

(品質管理基準委員会報告書第1号第45項)

- ▶ 監査事務所として、監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理の実施手順、実施責任者等の具体的な事項を定めていない。【平成23年度検査】
- ▶ 監査事務所として、監査ファイルの冊数、作成年度、保管期限等を把握していない。【平成23年度検査】
- ▶ 監査事務所として、管理台帳に被監査会社名、事業年度、監査ファイルの冊数のみを記載し、各監査ファイルに付してある連番や内容物の概要を記載していない。【平成21年度検査】
- ▶ 監査事務所として、従たる事務所や社員の個人事務所で保管されている監査調書について、監査ファイルの冊数、作成年度、保管期限等を把握していない。【平成22年度検査】
- ▶ 四半期レビューに係る調書の中に、内部規程で定められた最終的な整理の期限内に（レビュー報告書日から60日以内に）整理は完了しているものの、当該期限後に管理台帳への登録が行われているものがみられる。【平成24年度検査】

事例2) 情報の完全性

監査チームにおいて、監査ファイルの最終的な整理の際、情報の完全性等の観点からの検証が十分に行われていないことから、監査ファイルの一部を構成すべき監査調書や監査証拠が、電子ファイルとして監査法人内のサーバに保存されるだけで、そのハードコピーが最終的な整理を完了したとする監査ファイル（紙媒体のファイル）に綴りこまれていない。【平成23年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第45項)

6. 監査業務に係る審査

着眼点

監査人は、監査意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。また、監査事務所は、審査の内容、時期及び範囲を示した方針及び手続を定めることのほか、当該方針及び手続において、監査報告書の日付を審査の完了日以降とすることを定めることが求められている。

上記を踏まえ、審査会検査においては、以下のような観点から、審査担当者が実施している審査の適切性について検証している。

- ▶ 審査担当者は、監査計画の策定や重要な監査上の判断及び監査意見表明に当たり、適切な時期に審査を行っているか。
- ▶ 審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見について、監査責任者との討議、監査調書の検討、監査意見の評価、財務諸表と監査報告書案の適切性の検討等を実施しているか。
- ▶ 審査担当者は、独立性に関する監査チームの評価、専門的な見解の問合せの要否及びその結論、重要な判断に関する監査調書の記載の適切性を検討しているか。
- ▶ 審査に係る監査事務所の方針として求められる手続が実施されたこと、監査報告書日以前に審査が完了したこと、監査チームが行った監査上の重要な判断とその結論が適切でない判断した事項はなかったことが適切に文書化されているか。

検査結果の概要

監査事務所の規模を問わず、監査上の重要な判断に係る監査手続について、審査担当者による深度ある審査が実施されていない監査業務がみられるなど、審査態勢の充実・強化が重要な課題となっている状況がうかがわれる。

また、以下の事例に示すとおり、審査の過程等が適切に文書化されていないといった不備事例や監査手続上の不備が審査において見落とされているといった不備事例が数多くみられる。

これらの不備事例の原因としては、

- ・ 審査担当者が、監査責任者等に対する信頼から、監査チームが十分かつ適切な監査手続を実施していると考えており、批判的な観点からの審査を行っていないこと、
- ・ 審査担当者が、自己の監査業務等を優先し、審査のために十分な時間をかけていないこと、
- ・ 審査担当者が、審査を行うために必要な知識及び経験を有していないこと、
- ・ 審査を受ける監査チームにおいて、重要な会計処理についての判断のみならず、監査実施者が行った監査手続の十分性及び適切性について、審査担当者による客観的な評価を得る必要があることを認識していないこと

などが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、審査態勢が審査本来の機能（すなわち、監査チームと独立した立場から、監査意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確認する機能）を十分に発揮するものとなっているかを改めて検証する必要がある。

特に、新たに設定された「不正リスク対応基準」においては、

「監査事務所は、不正により重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、監査事務所としての審査が行われるよう、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。」

「監査事務所は、当該疑義に対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査の担当者（適格者で構成される会議体を含む。）を監査事務所として選任しなければならない。」

とされており、監査事務所においては、不正リスクへの対応という観点からも、審査態勢の充実・強化が求められるほか、審査担当者においては、自らの職責の重さを十分に認識した上で、実効性のある審査を実施することが求められる。

事例 1) 計画審査の文書化

審査担当者は、実施したとする計画審査の内容等を文書化していない。【平成 24 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項、監査基準委員会報告書 220 第 20 項）

事例 2) 計画審査の実効性

計画審査において、重要な虚偽表示リスクや当該リスクへの対応が検討されていないなど、実効性を有する計画審査が実施されていない。【平成 23 年度検査】

（監査基準委員会報告書 220 第 19 項）

事例 3) 計画審査の実施時期

財務諸表監査及び内部統制監査に関する計画審査を、会社法における意見審査と同時に行っている。【平成 22 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 35 項）

事例 4) 監査手続の検討及び評価（継続企業の前提）

審査担当者は、監査計画の審査及び監査意見の審査において、継続企業の前提に関する検討のみを審査対象としており、他の特別な検討を必要とするリスクの検討等を行っていないことなどから、監査チームによる監査手続の不備の多くを見落としている。

また、監査チームは、継続企業の前提に関する検討について、被監査会社から入手した事業計画書についての検討過程等を監査調書に記載していないが、審査担当者は、当該不備を見落としている。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 19・20 項)

事例 5) 監査手続の検討及び評価 (会計上の見積り)

審査担当者は、実質価額が著しく低下している子会社株式の評価や、貸付金に係る貸倒引当金の計上等の重要な論点について、監査チームが実施した手続を監査調書の閲覧等により具体的に確認しておらず、会計上の見積り等の項目に係る監査手続に不備が生じていることを見落としている。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 19・20 項)

事例 6) 監査手続の検討及び評価 (重要性の基準値の改訂)

監査チームは、重要性の基準値を算出する基礎とした財務諸表数値が大きく変動しているにもかかわらず、監査意見形成時における重要性の基準値の改訂の可否を検討していないが、審査担当者は、当該不備を見落としている。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 19・20 項)

事例 7) 監査手続の検討及び評価 (重要性の基準値)

監査チームが審査担当者に提出した審査資料には、重要性の基準値が記載されていないなどの記載不備が複数みられるが、審査担当者は、当該不備を見落としている。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 19・20 項)

事例 8) 監査手続の検討及び評価 (監査差異の集計)

審査担当者は、監査チームが未訂正の虚偽の表示として集計すべき監査差異を集計していないことを見落としている。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 19・20 項)

事例 9) 監査手続の検討及び評価 (内部統制監査)

監査チームが、内部統制監査に関し、「取引の流れの把握及び会計処理の過程の理解」、「経営者が識別した統制の妥当性の判断」及び「内部監査人の作業の利用の要否及びその利用の程度」に係る監査手続を十分に監査調書に記載していない状況において、審査担当者は、上記の監査手続の十分性等について検討しておらず、当該不備を見落としている。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 220 第 19・20 項)

事例 10) 審査の検討対象

審査担当者は、監査チームから提出された審査資料に、財務諸表 (案) 又は附属明細書 (案)、監査報告書 (案) 等が添付されていないものがみられるにもかかわらず、意見審査を完了している。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第36項)

事例 11) 審査の文書化

監査事務所は、内部規程において、審査担当者に対して、実施した審査手続の内容及び審査の結果を文書化することを義務付けているが、審査担当者は、上場会社の期末の意見審査についてのみ、実施した審査手続の内容等を文書化しており、それ以外の監査業務に係る審査については、実施した審査手続の内容等を文書化していない。

【平成24年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第41項、監査基準委員会報告書220第20項)

事例 12) 監査報告書の発行管理

品質管理担当責任者等において、監査業務数が少なく監査責任者が全ての監査業務の進捗状況を把握できると認識していたことから、監査報告書を発行するに当たり、審査が完了していることを確認する体制が整備されていない。【平成23年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第35項)

事例 13) 委託審査

監査責任者は、審査を委託している外部の公認会計士（以下「外部審査担当者」という。）に対し、自らが重要と考える監査上の判断についての判断過程や結論等を口頭で説明しているものの、監査リスクが高いと判断した項目に関して実施した監査手続の具体的な内容について、監査調書に基づく説明を実施していない。また、外部審査担当者に対して、協会からの改善勧告事項や品質管理レビューの指摘事項の概要を口頭で伝えるだけで、当該改善勧告事項等が記載された書面を交付していない。

このため、外部審査担当者による審査においては、監査手続の十分性及び適切性に関し、監査調書に基づく十分な検証が行われていないほか、当該改善勧告等を踏まえた検証も行われておらず、監査業務における重大な不備が把握・指摘されていない。【平成24年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第34項)

7. 品質管理のシステムの監視

着眼点

品質管理のシステムの監視は、品質管理のシステムに係る問題点を自主的に発見・把握し、その是正を図るためのプロセスとして、監査の品質の維持・向上を図る上で重要な役割を有する。このため、監査事務所においては、品質管理のシステムに関する方針及び手続の十分かつ適切な整備・運用を確保するために、品質管理のシステムを日常的に監視することのほか、監査責任者ごとと一定期間ごとに、少なくとも一つの完了した監査業務の定期的な検証を実施することが求められる。

上記を踏まえ、審査会検査においては、品質管理のシステムの監視が有する機能の重要性に鑑み、日常的監視が有効に機能しているかについて、以下のような観点から重点的に検証している。

- ▶ 監査事務所は、品質管理のシステムの監視の責任者として、当該責任を担うだけの十分かつ適切な経験を有する者を選任し、同人に対して十分かつ適切な権限を付与しているか。
- ▶ 監査事務所は、日常的監視の過程で発見された不備の影響を評価し、当該影響に応じた適切な是正措置を講じているか。

また、監査事務所における監査業務の定期的な検証の実施状況等について、以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査事務所は、定期的な検証の担当者に、監査実施者等に対する質問や監査調書等の資料の閲覧を通じて、実効性を有する検証を実施させているか。
- ▶ 監査事務所は、検証の結果発見された不備の影響を評価し、関連する監査責任者等に対して、適切な是正措置を実施させているか。

検査結果の概要

監査事務所における評価できる取組事例として、品質管理担当責任者に加えて、当該責任者以外の社員等が品質管理関連業務の適切性等を客観的に検証することにより、当該業務に係る複数の不備が自主的に発見され、改善措置が講じられるなど、日常的監視が有効に機能している事例が挙げられる。

一方、以下の事例に示すとおり、日常的監視や定期的な検証の実施担当者（外部の実施担当者を含む。）が実効性ある監視や検証を実施していないなどの不備事例がみられる。その原因としては、

- ・ 品質管理担当責任者において、日常的監視を品質管理の整備状況の適切性と運用状況の有効性を継続的に点検・評価することとして理解していないこと、
- ・ 定期的な検証の実施担当者として、検証対象となる監査業務のリスク等に見合った知識及び経験を有する者が選任されていないこと、
- ・ 定期的な検証の実施担当者において、客観的立場から監査手続の十分性及び適切性を判断しようとする意識が欠けており、批判的な観点からの検証を行っていないこと、

- ・ 定期的な検証の実施担当者が、定期的な検証の重要性を認識しておらず、検証に十分な時間をかけていないこと

などが挙げられる。

また、監査事務所の規模を問わず、深度ある定期的な検証が実施されていないことから、監査手続上の不備が検証の過程で見落とされているなど、定期的な検証の本来的機能が十分に発揮されていない監査業務がみられる。

求められる対応

監査事務所においては、品質管理のシステムに係る問題点を自ら発見・把握し、その是正を自主的に図るという品質管理のシステムの監視本来の機能が十分に発揮される体制を整備・運用する必要がある。

また、新たに設定された「不正リスク対応基準」においては、「監査事務所は、不正リスクへの対応状況についての定期的な検証により、次に掲げる項目が監査事務所の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめなければならない。

- 監査契約の新規の締結及び更新
- 不正に関する教育・訓練
- 業務の実施（監督及び査閲、監査事務所内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、監査実施の責任者間の引継を含む。）
- 監査事務所間の引継

とされていることから、不正リスクへの対応という観点からも、定期的な検証の充実・強化が求められる。

事例 1) 日常的監視の実施担当者の客観性

実質的に一人で品質管理に関する業務を行っている品質管理担当責任者が、日常的監視の実施担当者となっており、客観的な立場で、品質管理に関する業務についての不備や是正すべき点を発見する体制が整備されていないことから、複数の品質管理のシステムの不備が見落とされている。【平成 23 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 47 項)

事例 2) 日常的監視の実効性

品質管理担当責任者は、日常的監視として、内部規程で定められたチェックリストに基づく確認を年に一回、極めて短時間の内に形式的に実施するだけで、品質管理関連業務に関連する内部規程や文書等を確認するなどの具体的な検証作業を行っていないことから、独立性の確認等の品質管理のシステムに係る複数の不備が見落とされている。

【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 47 項)

事例3) 日常的監視の実効性

品質管理担当責任者は、日常的監視として、年に一回、社員会への報告前に品質管理のシステムの整備・運用状況を確認すれば足りるものと考え、品質管理のシステムの整備・運用状況を日常的に確認する意識を有していないことから、監査業務の新規の受嘱時に、受嘱に係る手続等が、内部規程等と整合しているかを確認していない。【平成24年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第47項)

事例4) 定期的な検証の深度(外部の公認会計士による定期的な検証)

監査責任者は、定期的な検証の実施を委託する者として、十分な監査経験を有しない監査事務所外部の公認会計士を選任しているほか、当該実施担当者に対して、監査リスクが高いと判断した項目に関して実施した監査手続について、監査調書に基づく具体的な説明を行っていない。また、当該実施担当者は、定期的な検証の実施に当たり、内部規程で定められたチェックリストの確認項目に従った形式的な確認を実施するだけで、監査調書の査閲等の手続を十分に行っていない。

このため、定期的な検証の過程において、監査調書における実施日の記入漏れという形式的な不備が指摘されるだけで、実質的な不備の指摘がなされていない。【平成24年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第47項)

事例5) 定期的な検証の対象業務の選定

内部規程により、3年に一回の頻度で各監査責任者の監査業務が検証対象となるように、検証対象業務を選定することを定めているにもかかわらず、監査責任者の中に、3年間に一回も検証対象とされていない者がみられる。【平成24年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第47項)

事例6) 定期的な検証において発見された不備への対応

定期的な検証において、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定等に不備が発見されたにもかかわらず、当該不備の内容を監査実施者等に伝達していない。【平成22年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第49項)

事例7) 定期的な検証のチェックリスト

定期的な検証において用いられている検証チェックリストに、資産除去債務に関する会計基準等の新たな会計基準や実務指針に関連する事項が反映されていない。【平成23年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第47項)

8. 共同監査

着眼点

監査事務所が、他の監査事務所と共同で監査を実施する場合にも、監査の品質を合理的に確保する必要がある。

審査会検査においては、監査事務所が、他の監査事務所と共同監査を実施する場合、他の監査事務所の品質管理のシステムが監査の品質を合理的に確保するものであるかを確認しているかといった観点から、共同監査について検証している。

検査結果の概要

各監査事務所における共同監査の実施・管理状況について検証した結果、以下の事例に示すとおり、他の共同監査事務所が実施した監査手続に係る不備を見落としているなどの不備事例がみられる。その原因としては、他の共同監査事務所が実施した監査手続の適切性等について十分な検証を行うことなく、安易に他の共同監査事務所から示された結論に依拠しようとする姿勢などが挙げられる。

求められる対応

監査事務所においては、共同監査における他の監査事務所の品質管理のシステムの検証等を通じて、共同監査における監査の品質の確保に努める必要がある。

事例 1) 共同監査人の品質管理のシステムの確認

共同監査人の品質管理のシステムが共同監査の品質を合理的に確保するものであることを確認したとしているが、確認した内容及び結論を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 61 項)

事例 2) 共同監査の実施

共同監査人は、共同監査協定書に規定された相互査閲の一環として、他の共同監査事務所が実施した会計上の見積りの監査や実証手続等の特定の監査手続について、関連する監査調書の複写を入手しているものの、当該監査調書の査閲が不十分であったことから、他の共同監査事務所が実施した監査手続に係る不備を見落としている。【平成 24 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 61 項)

9. 監査役等との連携

(1) 会計監査人と監査役等との連携

着眼点

会計監査人と監査役等には、会社法等に基づき、計算関係書類の適正性を確保するための職責が課されている。会計監査人と監査役等が当該職責を果たすためには、監査の過程で認識した情報を適時に共有するほか、会計監査人が行っている監査の品質管理の状況を監査役等が把握するなど、積極的な情報交換や意見交換を通じて、会計監査人と監査役等とが連携していくことが重要である。

審査会としては、上記の会計監査人と監査役等との連携の重要性に鑑み、監査事務所に対する検査において、会計監査人と監査役等との連携の状況について検証している。

検査結果の概要

監査役等との連携に関し、「品質管理レビューの結果や監査事務所の品質管理体制の現状について被監査会社の監査役等に対して通知している」とする監査事務所がみられる。

しかしながら、当該監査事務所における通知内容を具体的に検証すると、品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていないといった形式的な事項のみが通知されている事例が多く、品質管理レビューの指摘事項の実質的な内容やこれを踏まえた監査事務所の品質管理体制の現状について通知している事例はまれである。また、その通知方法については、口頭での通知が多く、書面での通知が行われている事例は少ない。さらに、監査事務所の中には、「品質管理レビューでの指摘内容は軽微なものであり、監査役に伝達する必要性が認められない」、「監査役から通知の要求や質問を特段受けていない」などとして、実施された品質管理レビューについて何ら通知を行っていない監査事務所もみられる。

このように、検査対象とした監査事務所においては、監査役等との情報交換や意見交換に消極的な監査事務所が多くみられる(注)。

(注) 審査会は、品質管理のシステムの状況を確認するため、検査対象としていない監査事務所に対して報告徴収を実施しており、その結果においても、会計監査人と監査役等との連携に関し、上記の検査結果と同様の傾向がみられる。

求められる対応

会計監査人と監査役等との連携の必要性・重要性については、企業による不正な財務報告事例の発生を受けて、近時改めて強調されており、今般改訂された監査基準においては、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない」とされ、また、新たに設定された「不正リスク対応基準」においても、「監査人は、監査の各段階において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議する等、監査役等との連携を図らなければならない」とされているところである。

単に不正リスクへの対応という観点のみならず、監査の品質の向上という観点からも、会計

監査人と監査役等との間の連携強化が図られるべきことはいまさら繰り返すまでもない。会計監査人及び監査役等においては、品質管理レビューや審査会検査の結果を踏まえた監査の品質管理上の問題点について意見交換するなどして、両者間での連携を積極的に推進し、これにより、監査の品質の確保・向上、ひいては、被監査会社におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化に一層努める必要がある。

(2) 不正・違法行為発見時の対応

着眼点

監査人には、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を発見した場合、被監査会社による自主的な是正措置の実施を促すため、監査役等に対して当該事実の内容を通知することなどが義務付けられている(金商法第 193 条の 3 参照)。監査人は、当該通知を適切に実行することにより、被監査会社との関係において、より強固な地位に基づき、適正に監査を行うことが可能になるものとされている。

審査会としては、当該通知が財務書類の適正性の確保において果たす役割の重要性に鑑み、監査事務所に対する検査において、監査事務所による不正・違法行為発見時の対応状況について検証している。

検査結果の概要

取引所の適時開示等により公表されている事例以外にも、監査事務所として、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した事項について、金商法第 193 条の 3 に基づく通知を被監査会社に対して行い、当該通知を受けた被監査会社において、四半期報告書の訂正や内部統制の改善といった是正措置を実行するに至った事例が複数確認されている。

求められる対応

監査事務所においては、監査の過程で発見した財務書類の適正性の確保に関わる不備を発見した場合、金商法第 193 条の 3 に基づく通知の要否について検討するなど、被監査会社による不備の是正に向けた対応の実施が求められていることに今一度留意する必要がある。

II. 個別監査業務編

監査業務の実施

概要

審査会検査における個別の監査業務の不備事例は、監査計画から監査の結論に至るまで広範にわたっている。「Ⅱ. 個別監査業務編」においては、こうした不備事例について、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書の体系に準じた構成にするとともに、特に不備が集中してみられる「会計上の見積りの監査」、業種として特徴のある「金融機関の監査」、今後の対応が注目される「財務諸表監査における不正」、及び財務諸表監査とは異なる基準が適用される「財務報告に係る内部統制の監査」については別に項目を立てて紹介している。各項目において「検査における着眼点」等を記載するほか、不備事例の紹介に加えて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記しているので、今後の業務の参考にされたい。

また、紹介している不備事例のほか、依然として、実施した監査手続の結果及び入手した監査証拠を監査調書に記載していない不備事例が多数みられている。「Ⅰ. 品質管理編」「5. 監査調書」に記載のとおり、監査調書は、経験豊富な監査人が以前に当該業務に関与していなくとも理解できるよう作成される必要があり、監査調書への記載がない場合には、口頭等の説明のみでは監査人が実施した作業又は到達した結論に対する十分な裏付けとすることはできない。文書化の不備の指摘事例には、単に監査調書への記載漏れだけでなく、必要な監査手続が実施されていたのかという観点からの指摘も含まれていることに、特に留意する必要がある。

不備の原因

審査会検査における個別監査業務の不備の主な原因として以下が考えられる。

- ▶ 監査実施者の専門知識（基準や業種等）不足や経験不足により、監査事務所や協会から提供された監査調書の雛形等を形式的に作成しているなど、実質的な検討を行っていない。
- ▶ 企業を取巻く環境の変化を的確に把握しきれずに、過去の延長線上で監査上のリスクを識別したことにより、リスク対応手続が不十分あるいは不適切な結果となってしまうなど、職業的専門家としての正当な注意や懐疑心が不足している。
- ▶ 監査責任者等による適時適切な監査調書の査閲を含めた監査チームのメンバーに対する指導・監督が不足しているため、監査チームとして適切な監査業務の遂行ができていない。
- ▶ 審査担当者による監査チーム外の第三者としての監査意見形成過程の検討が不足している。

求められる対応

上記を原因とした不備が発生した場合には、監査人としての基本的姿勢が問われることから、全ての監査実施者は、全ての監査業務において、改めて監査人としての責任を自覚することが求められる。

また、監査責任者は、監査チームのメンバーの能力や経験を勘案した上で、メンバーを指導・監督し、監査業務を十分かつ適切に遂行できるように導く責任を有していることを、今一度確認する必要がある。

さらに、審査担当者は、監査業務が十分かつ適切に実施され、監査意見の形成過程に問題のないことを確認する必要がある。

なお、審査会検査のみならず協会の品質管理レビューや監査事務所内の定期的な検証における指摘事項については、指摘を受けた監査業務の監査チームに限らず、監査事務所内の他の監査チームにおいて、特に監査事務所の経営に責任を負う監査責任者は、指摘事項を自らの監査業務に当てはめて、検証・見直しを行う必要がある。

1. リスク評価及び評価したリスクへの対応

着眼点

リスク評価及び評価したリスクへの対応は、監査業務の実施において特に重要な手続であり、審査会検査においては、以下のような観点から重点的に検証している。

- ▶ 監査チームは、監査計画の策定において、監査実施者が単に監査事務所や協会から提供された様式を形式的に埋めるのではなく、実質的なリスク評価を行っているか。
- ▶ 監査チームは、被監査会社の実態を十分に理解し、想定されるリスクを適切に把握した上で、リスクに適合したリスク対応手続を立案し実施しているか。
- ▶ 監査チームは、特別な検討を必要とするリスクについては、関連する内部統制を理解した上で、適切なリスク対応手続を立案し実施しているか。
- ▶ 監査チームは、個別に重要な虚偽表示を発見することのみを意図するのではなく、個別に重要ではないとしても、集計すると重要な虚偽表示となる場合があることを考慮して、リスク対応手続を策定しているか。

求められる対応

監査実施者においては、リスク評価及び評価したリスクへの対応に当たって、企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別及びその評価や、評価したリスクに対応する監査人の手続の実施及びその結果の監査調書への記載の重要性について、改めて認識する必要がある。

なお、こうした過程で求められる不正への対応については、「6. 財務諸表監査における不正」を参照されたい。

(1) 監査計画

事例 1) 重要な虚偽表示リスクの評価、リスク対応手続の立案

監査チームは、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定において、重要な勘定科目等を選定しているにもかかわらず、その一部について、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及びそれに基づくリスク対応手続の立案をしていない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 300 第 8 項)

事例 2) 監査チームメンバーに対する指示・監督

監査責任者は、在外子会社への往査に当たり、監査計画の作成に関与せず、また、親会社の監査チームとして識別していた固有のリスク等を、在外子会社往査の監査チームメンバーに指示していない。【平成 22 年度検査】
(監査基準委員会報告書 300 第 10 項)

(2) 企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価

事例1) 重要な虚偽表示リスクの識別と評価

監査チームは、前任監査人からの引継及び監査契約締結前の予備調査により、被監査会社と前任監査人との間で会計処理に係る意見が相違しているなどの、重要な虚偽表示リスクが想起される複数の事項を把握していながら、適切なリスク対応手続を立案していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書315第4項、同330第4・5項)

事例2) リスク評価手続として実施する分析的手続

監査チームは、計画段階で実施した前期比較による分析的手続において、異常な項目や不正に関するような増減はないものと判断したとのコメントを監査調書に記載するのみで、増減理由を適切に把握していないほか、増減比較の対象期間以降に発生した取引、又は事象に含まれる問題点やリスクの高い項目、又は領域を検討していない。【平成23年度検査】

(監査基準委員会報告書315第5項)

【留意点】

監査の計画段階における分析的手続は、重要な虚偽表示リスクの評価を通じて、リスク対応手続を立案・実施するための基礎を得る目的で実施されるものである。したがって、当該手続の実施に当たっては、監査人が認識していなかった企業の状況や、通例でない又は予期せぬ関係を分析的手続によって識別する必要がある。

事例3) 特別な検討を必要とするリスクに関連する内部統制

監査チームは、被監査会社において期末日後に多額の売上返品を事由とする決算修正が過去にあったことから、監査計画時において、売上の過大計上を特別な検討を必要とするリスクと認識している。

しかしながら、監査チームは、売上返品に係るプロセスについて、関連する統制活動を含む内部統制を理解していない。【平成23年度検査】

(監査基準委員会報告書315第28項)

(3) 監査の計画及び実施における重要性

事例1) 手続実施上の重要性

監査チームは、監査事務所においてリスク対応手続の種類、時期及び範囲の決定における「重要性の基準値」の取扱いが明確にされていないことから、「手続実施上の重要性」を定めておらず、売上高及び売上原価等の実証手続において、「重要性の基準値」より低い金額を用いて監査手続を実施していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書320第9・10項)

事例 2) 監査の進捗に伴う改訂

監査チームは、監査計画の策定時における重要性の基準値の決定に当たり、適切な指標として、過年度の連結財務諸表数値の総資産額を用いて算定していたが、当年度に子会社の売却及び事業分離が行われたことにより総資産額が大幅に減少し、当年度の連結財務諸表数値と、指標とした連結財務諸表数値との間に大きな乖離が生じていることを認識していたにもかかわらず、重要性の基準値を改訂していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 320 第 11 項、同 450 第 9 項)

(4) 評価したリスクに対応する監査人の手続

事例 1) 重要な虚偽表示リスクに対応する監査人の手続

監査チームは、実地棚卸の立会に際し、被監査会社の棚卸計画を事前に検討していないほか、立会対象事業所の選定において、保有する棚卸資産の種類、金額の重要性等を考慮していない。【平成 22 年度検査】
(監査基準委員会報告書 501 第 3 項)

事例 2) 財務諸表作成プロセスに関連する実証手続

- ▶ 監査チームは、連結財務諸表における投資と資本の相殺消去、債権債務の相殺消去、取引高の相殺消去、未実現損益の消去等の連結仕訳について、被監査会社から連結仕訳の算出資料を入手しているのみで、当該資料に記載されている情報の正確性及び網羅性を検証していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 330 第 19 項、同 500 第 8 項)
- ▶ 監査チームは、連結キャッシュ・フロー計算書が連結会計システムにより作成されているとして、連結会計システムから出力された連結キャッシュ・フロー精算表と連結キャッシュ・フロー計算書の金額が一致していることを確認しているのみで、他の財務諸表との整合性や連結キャッシュ・フロー計算書作成に係る仕訳の妥当性等を検証していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 330 第 19 項)

事例 3) 特別な検討を必要とするリスクに対応する実証手続

- ▶ 被監査会社は、原則として出荷基準により売上を計上しているが、特定の取引については、取引先から所有権移転を依頼する旨のみが記載された書面を受領したことをもって、未出荷で売上を計上している。
こうした状況において、監査チームは、未出荷売上の計上が出荷基準と比べて監査リスクが高いと想定されるにもかかわらず、取引の経済的合理性や、商品の危険負担（滅失責任）、倉庫保管料の負担関係等を踏まえて、当該取引が売上計上要件を充足しているか否かを検討していない。【平成 24 年度検査】
(監査基準委員会報告書 330 第 20・25 項)

- ▶ 監査チームは、特別な検討を必要とするリスクとして認識した売上の期間帰属に対応する監査手続として、期末日前後の売上データを入手して詳細な分析及びカットオフテストを計画した。

しかしながら、監査チームは、期末日前後の取引についてサンプリングに基づいて証憑突合を実施するなどの、特別な検討を必要とするリスクに対応した実証手続を実施していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 330 第 20・25 項)

- ▶ 被監査会社は、純資産額を大幅に下回る価額で企業を買収し、多額の負ののれんを計上した後に、当該被買収企業から多額の配当金を受け取っている。

監査チームは、こうした状況から上記買収を通例でない重要な取引と認識しているにもかかわらず、取得価額の合理性を検討するに当たり、企業価値評価の前提となる仮定を十分に検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 330 第 20・25 項)

【留意点】

監査人のリスク評価は判断に基づくものであり、重要な虚偽表示リスクの全てを識別していない場合があることなどから、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、開示等については、実証手続を立案し実施する必要がある。

事例 4) 表示及び開示の妥当性

- ▶ 監査チームは、財務諸表において環境対策引当金が計上されているにもかかわらず、有価証券報告書の附属明細表の引当金明細表に、当該引当金が記載されていないことを見落としている。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 330 第 23 項)

- ▶ 監査チームは、有価証券報告書の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「持分法の適用に関する事項」において、持分法を適用していない非連結子会社について、持分法適用除外に関する注記事項が記載されていないことを見落としている。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 330 第 23 項)

- ▶ 監査チームは、被監査会社がスケジューリング不能のため繰延税金資産を計上しないとした投資有価証券に係る評価差額について、有価証券報告書の税効果注記において、繰延税金資産及び評価性引当額として総額表示していないことを見落としている。【平成 23 年度検査】

(会計制度委員会報告第 10 号第 31 項、監査基準委員会報告書 330 第 23 項)

(5) 業務を委託している企業の監査上の留意事項

事例1) 受託会社が提供する業務及び内部統制の理解

被監査会社は、人件費プロセスのうち、給与取引の計算及び集計等の業務を外部に委託しているが、監査チームは、監査計画の策定において、受託会社の提供する業務に関連する委託会社である被監査会社の内部統制のデザイン及び業務への適用を検討していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書402第8・9項)

事例2) 受託会社の内部統制の運用状況に関する監査証拠

監査チームは、受託会社の内部統制の整備及び運用状況を確認するため、受託会社監査人の報告書を利用しているが、当該報告書の基準日から被監査会社の決算日までの期間における内部統制の変更の有無を確認していない。【平成22年度検査】

(監査基準委員会報告書402第16項)

【留意点】

被監査会社がその業務の一部を外部に委託している場合、委託会社監査人は、受託会社が提供する業務及び内部統制を理解しなければならず、また、内部統制の理解においては、受託会社に係る内部統制等を含めて、受託会社の提供する業務に関連する委託会社の内部統制のデザインと業務への適用を評価しなければならない。これらは、財務諸表監査に限らず、財務報告に係る内部統制の監査においても実施が求められている点に留意する必要がある。

(6) 監査の過程で識別した虚偽表示の評価

事例) 識別した虚偽表示の集計及び評価

監査チームは、重要性の基準値を超える監査差異に該当する事項を把握していたにもかかわらず、当該監査差異が財務諸表や内部統制監査に与える影響を検討していない。

【平成23年度検査】

(監査基準委員会報告書450第10項)

(7) 情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続

事例1) ITの利用に関する概括的理解

監査チームは、監査計画の策定時におけるITの概括的理解として、ITインフラの概要、アプリケーション・システムの構成等について、前期に理解した内容をそのまま当期の監査計画書に記載しているのみで、情報システムの変更の有無等を確認していない。

【平成23年度検査】

(IT委員会実務指針第6号第4項)

事例2) 情報システムから作成された情報の正確性及び網羅性の確認

- ▶ 監査チームは、滞留売掛金及び棚卸資産の評価に関する監査手続の実施に当たり、情報システムにより作成された情報を利用しているが、当該情報の正確性及び網羅性を検証していない。【平成23年度検査】

(監査基準委員会報告書500第8項、IT委員会実務指針第6号第41項、IT委員会研究報告第42号Q17)

- ▶ 監査チームは、オペレーティング・リース取引の注記の検討に当たり、賃貸管理システムにより作成された情報を利用しているが、当該情報の正確性及び網羅性を検証していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書500第8項、IT委員会実務指針第6号第41項、IT委員会研究報告第42号Q17)

2. 監査証拠

着眼点

監査人は、監査証拠として利用する情報の適合性と信頼性を考慮し、入手した監査証拠を評価しなければならない。意見表明の基礎となる結論を導くための十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかについて、審査会検査においては、以下のような観点から重点的に検証している。

- ▶ 監査チームは、サンプリング等により抽出された監査証拠の量的十分性のみに着目するのではなく、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクに対応し、手続の目的に適合した監査証拠を入手しているか。
- ▶ 監査チームは、被監査会社が作成した情報や経営者の利用する専門家が作成した情報について、十分に信頼性を有しているかどうかを評価しているか。

求められる対応

監査サンプリングにおいて、許容できるサンプリングリスクに対応したサンプル数を満たすことや、分析的手続において、虚偽表示を識別するために十分に高い精度で推定を行うことはもちろんのこと、入手した監査証拠の目的適合性や信頼性を批判的に評価する姿勢が求められる。特別な検討を必要とするリスクにおいては、特に、入手した監査証拠がアサーションに適合し、強い証拠力を有するものであるか、慎重に評価する必要がある。

(1) 監査証拠

事例 1) 監査証拠として利用する情報

- ▶ 監査チームは、固定資産の減損の兆候の識別に係る監査手続において、被監査会社が作成した資料を利用しているが、当該資料に記載された不動産物件別の過去3期分の営業利益又は営業キャッシュ・フローの金額の正確性及び網羅性を検証していない。【平成24年度検査】
(監査基準委員会報告書 500 第8項)
- ▶ 被監査会社の期末における連結子会社は多数あり、期中においても増減しているほか、所在地も多岐にわたっている状況において、監査チームは、被監査会社が作成した資料の正確性及び網羅性を検証していない。【平成23年度検査】
(監査基準委員会報告書 500 第8項)
- ▶ 監査チームは、被監査会社が作成した資料を利用して、子会社株式及び関連会社株式の減損の要否を検討したとしているが、当該資料における情報の網羅性を検証していないため、関連会社の一部が当該資料に含まれていないことを見落としている。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 8 項)

【留意点】

上記の事例以外にも、審査会検査において、被監査会社から入手した情報の正確性及び網羅性を確認することなく、そのまま利用している事例が依然として多数みられる。監査人は被監査会社より入手した情報を監査証拠として利用する場合には、情報システムから作成された情報に限らず、入手した情報の信頼性を十分に検討することが求められる。

事例 2) 十分かつ適切な監査証拠

- ▶ 被監査会社は、洪水を原因とする子会社の被害に対して、連結決算上、災害損失を計上しているが、監査チームは、当該災害損失の計上を裏付ける十分な監査証拠を入手していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 5 項)

- ▶ 被監査会社は、20 年国債等の債券を満期保有目的の債券に分類しているが、監査チームは、被監査会社が償還期限まで当該債券を所有する能力を有しているかを検討していない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 5 項)

- ▶ 被監査会社は、特定の事象が生じると償還金額が変動する債券を満期保有目的の債券として分類している。こうした状況において、監査チームは、稟議書や債券の発行者が作成した商品概要を閲覧しているが、債券の償還金額に影響を及ぼす要因を詳細に把握しておらず、有価証券の分類が適切か否かを十分に検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 5 項)

- ▶ 監査チームは、ヘッジ会計を適用している金利スワップ取引及び為替予約について、金融商品会計基準に定めるヘッジの要件を満たしているかを検証していない。また、時価評価をしていない為替予約残高が、ヘッジ対象である予定取引の範囲内であるか否かを検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 5 項)

- ▶ 監査チームは、過年度から計上されている前渡金について、その資産性の有無を経営者へ質問しているのみで、経営者の回答の合理性を裏付けるための監査手続を実施していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 5 項)

事例 3) 経営者の利用する専門家の業務の利用

- ▶ 監査チームは、経営者の利用する専門家が作成した企業価値算定評価書を監査証拠として利用しているが、専門家としての能力や業務の客観性等を評価していない。【平成

24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 7 項)

- ▶ 監査チームは、被監査会社が不動産鑑定士から取得した不動産鑑定評価書を入手し、監査証拠として利用しているが、当該不動産鑑定士の専門家としての能力や業務の客観性等を評価していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 7 項)

- ▶ 監査チームは、外部の年金数理人から数理計算結果報告書を入手し監査証拠として利用しているが、当該年金数理人の専門家としての能力や業務の客観性等を評価していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 7 項)

【留意点】

会計上の見積りの監査において、財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある事項で、その判断に専門的な知識、技能等を必要とする際には、経営者が利用した専門家（年金数理人、弁護士、不動産鑑定士等）の業務を監査人も利用する場合がある。審査会検査において、経営者が利用した専門家の業務を監査人が利用する際に、実施すべき監査手続を十分に行うことなくそのまま利用している不備事例が散見される。

事例 4) 専門家の業務の適切性の評価（基礎データの検証）

監査チームは、被監査会社が外部の年金数理人へ提出した数理計算の基礎資料（計算対象者データ）の正確性、網羅性を検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 7 項、同 540 第 11・12 項)

(2) 特定項目の監査証拠

事例 1) 棚卸資産

監査チームは、棚卸資産の立会でのテスト・カウント実施後に、棚卸資産残高に占める割合が最も大きい事業所のテスト・カウント数量と棚卸明細の数量との突合を実施していない。また、棚卸資産の外部預け先から入手した確認状の回答数量と棚卸明細の数量との突合を実施していない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書 501 第 3・7 項)

事例 2) セグメント情報

監査チームは、セグメント情報の開示における「その他」の区分の営業利益が、営業利益合計の 60%を超えているにもかかわらず、被監査会社が「その他」に含まれる事業セグメントを報告セグメントとして開示していないことについて、適切であるか否かを検討していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 501 第 12 項)

(3) 確認

事例 1) 代替的な監査手続

- ▶ 監査チームは、在外連結子会社の預金残高について、期末日を基準日として在外金融機関に対して残高確認を実施し、その一部の確認状が未回収であったにもかかわらず、代替的な監査手続を実施していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 505 第 11 項)
- ▶ 監査チームは、売掛金の確認において、確認状未回収先の残高に対する代替的な監査手続として、被監査会社の内部資料である請求書（控）と照合しているが、売掛金の実在性に対する監査証拠として、請求書（控）との照合が適切であるか否かを検討していない。【平成 24 年度検査】
(監査基準委員会報告書 505 第 11 項)

事例 2) 確認依頼への回答の信頼性

監査チームは、売掛金及び受取手形の残高確認において、一部の確認状について、ファックスによる回答の入手にとどまっており原本の送付を要請していない。また、確認先の担当者の三文判のみが押印された確認状について、確認先に質問するなどにより、回答の信頼性を検討していない。【平成 24 年度検査】
(監査基準委員会報告書 505 第 9 項)

事例 3) 確認差異

- ▶ 監査チームは、債権債務の確認差異に関する分析において、被監査会社が作成した差異分析結果を入手するのみで、その分析結果の合理性を検討していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 505 第 13 項)
- ▶ 監査チームは、預金明細残高と銀行確認状回答額との間に重要な差異があるにもかかわらず、確認差異の原因を分析していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 505 第 13 項)

事例 4) 確認差異（虚偽表示額の推定）

監査チームは、サンプリングにより発送先を選定して実施した債権債務の残高確認において、一部の確認差異が検出事項の重要性の基準値を上回るにもかかわらず、金額的に僅少であるとして、当該確認差異の内容と原因を調査しておらず、それが監査手続の目的と監査の他の領域等に及ぼす影響を評価していない。また、確認手続により発見した誤謬金額から、母集団全体の虚偽表示額を推定していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 505 第 13 項、同 530 第 11・13 項)

事例 5) 実証手続の実施の時期（残余期間の手続）

監査チームは、買掛金の残高確認において、期末日前を確認基準日としているにもかかわらず、確認基準日から期末日までの残余期間について、実証手続等を実施していない。【平成 23 年度検査】

（監査基準委員会報告書 330 第 21 項）

（4）分析的手続

事例 1) 分析の実証手続（手続の適切性）

売上等の分析の実証手続は、推定値の算出や当該推定値と財務諸表項目の金額との比較及び重要な差異の調査を実施しなければならないが、監査チームは、財務数値の前期比較等を実施するにとどまっており、分析の実証手続を実施していない。【平成 24 年度検査】

（監査基準委員会報告書 520 第 4 項）

【留意点】

分析の実証手続は、勘定や取引に係る特定のアサーションに適合する監査証拠を入手する目的で実施されるものである。このため、（1）推定値の設定とその精度の評価、（2）監査上許容可能な差異の金額の決定、（3）推定値と財務諸表項目の金額又は比率との差異の算出、（4）許容金額以上の重要な差異の調査及び評価（経営者への質問及びその回答に関する適切な監査証拠の入手、他の監査手続の実施等）を実施する必要がある。

事例 2) 分析の実証手続（推定値の精度の評価）

監査チームは、売上高及び売上原価の実証手続として、期別比較及び月次推移比較の実施のみをもって分析の実証手続を実施したとしているが、当該手続において、精度の高い推定値を設定していない。【平成 24 年度検査】

（監査基準委員会報告書 520 第 4 項）

事例 3) 分析の実証手続（許容可能な差異）

監査チームは、売上等の分析の実証手続における監査チームの推定値と財務諸表項目の金額との差異について、監査上許容できる差異の金額を決定していない。【平成 24 年度検査】

（監査基準委員会報告書 520 第 4 項）

事例 4) 分析的手続の結果の調査

監査チームは、短期借入金の支払利息の分析的手続において、監査チームが算定した理論利率と実際利率に乖離がみられるにもかかわらず、乖離内容を調査していない。【平成 23 年度検査】

（監査基準委員会報告書 520 第 6 項）

事例 5) 全般的な結論を形成するための分析的手続

監査チームは、監査の最終段階における分析的手続として、各勘定科目における前期末残高と当期末残高の数値の差額を算出しているのみで、企業に関する監査人の理解と財務諸表が整合していることについて、全般的な結論を形成するために実施すべき分析的手続を実施していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 520 第 5 項)

(5) 関連当事者

事例 1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解

▶ 監査チームは、全ての既知の関連当事者の名称を記載したリストを被監査会社から入手していないなど、関連当事者情報の網羅性を検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 550 第 12 項)

▶ 主要株主や役員等の関連当事者の交代が頻繁にある状況において、監査チームは、関連当事者を把握していないほか、被監査会社が取締役等の関連当事者に対し行った取引の有無に関する調査の回答書を閲覧していないなど、関連当事者との取引の網羅性を検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 550 第 12 項)

▶ 監査チームは、関連当事者との取引に必要な承認手続や取引の識別などの、関連当事者との取引の承認や記録に関する被監査会社の内部統制を検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 550 第 13 項)

事例 2) 識別された関連当事者

▶ 監査チームは、関連当事者取引の検討において、被監査会社から関連当事者取引に係る情報及びその基礎資料を入手しているが、被監査会社から提供された関連当事者取引に係る情報の網羅性を検証するための手続（被監査会社が関連当事者取引を識別するために実施した手続の評価等）を実施していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 550 第 12 項)

▶ 監査チームは、被監査会社が各取締役等から入手した調査表を基に関連当事者の網羅性を検討しているが、被監査会社が一部の取締役から調査表を入手していない状況において、前回の調査内容から変更がない旨の説明を被監査会社等から受けるだけで、改めて未入手の調査表を入手するなどの方法により、近親者の状況に変更がないことを確認していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 550 第 12 項)

事例3) 記録や文書の閲覧時における留意事項

監査チームは、関連当事者から入手した取引確認状に、検討の対象となる取引内容が記入されていないことを見落としており、そのため確認状の再発送を実施していない。また、関連当事者との取引条件の妥当性を検討する手続を実施していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書 550 第14・15項)

【留意点】

関連当事者との取引は、関連当事者間の関係が広範かつ複雑であることを反映して、取引も複雑であることが多く、また、正常な市場での取引条件で取引が実行されないことがあるなど、第三者との取引よりも財務諸表の虚偽表示リスクが高くなる場合がある。さらに、被監査会社と関連当事者との共謀等により、関連当事者を通じた不正の実行が容易になる場合がある。

関連当事者との取引に係るリスク評価手続及びリスク対応手続の実施に当たっては、これらの特徴に留意して、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。

(6) 後発事象

事例) 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象

- ▶ 監査チームは、後発事象に関する内部報告制度の整備・運用状況の検討や、重要な後発事象を漏れなく認識するための監査手続において、経営者が実施した諸手続及び実施結果の検討等を実施していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書 560 第6項)

- ▶ 監査チームは、後発事象の監査手続において、決算日後に開催された取締役会の議事録の閲覧等を実施したとしているが、決算日後に開催された一部の取締役会議事録の閲覧結果を監査調書に記録していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書 560 第6項)

(7) 継続企業

事例) 事象又は状況を識別した場合の追加的な監査手続

- ▶ 被監査会社は、当期において売上の大幅な減少及び多額の損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとしている。また、当該事象又は状況を、解消又は改善するための対応策として、売上構成の見直し、コスト削減、財務体質の改善を掲げているものの、当該改善策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるため、有価証券報告書の「継続企業の前提に関する事項」において、必要な注記を行っている。

このような状況において、監査チームは、継続企業の前提に関する監査について、以下の検討を行っていない。

- ・ 経営者が策定した対応策の検討

継続企業の前提に関する重要な疑義を特別な検討を必要とするリスクと認識し、それに対応する監査手続として、被監査会社から予算書、資金繰り表及びそれらの前提条件を入手し、対応策の実行可能性を検討するとしているが、予測財務情報の基礎となる重要な仮定の検討、予測財務情報と実績との比較による予測財務情報の信頼性の検討等を実施していない。

- ・ 経営者との協議

監査計画の策定時及び期末監査時に経営者とのディスカッションを実施し、継続企業の前提について協議したとしているが、いずれの日の議事録にも営業の概況等についての討議内容しか記載されておらず、継続企業の前提について経営者と協議した旨及びその内容が記載されていない。

- ・ 後発事象の検討

会社法監査報告書日以降に開催された取締役会において、事業計画の下方修正が決議されており、その結果、継続企業の前提に係る監査手続の検討において入手した予算書と当該事業計画に大幅な乖離が生じているにもかかわらず、金融商品取引法に基づく監査意見表明時までには、当該状況を把握しておらず、当該状況が財務諸表に与える影響を検討していない。

【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 570 第 15 項)

- ▶ 監査チームは、経営者が作成した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策である事業計画を検討した結果、被監査会社の当該事業計画に合理性があると判断している。

しかしながら、監査チームは、当該事業計画において予定されている一部の収入について、契約書における入金時期が 9 月であるのに対し、事業計画での入金時期が 12 月に変更されていることに関し、変更の理由やその合理性等を検討していない。また、監査チームは、販売見込額が、前期実績比で 3 倍超となっていることに関し、監査調書に「注文・引き合いがある」と記載するのみで、具体的な根拠資料との突合を実施していないなど、事業計画の合理性について十分に検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 570 第 15 項)

【留意点】

継続企業の前提に関する経営者の評価は、事象又は状況に関する将来の結果には固有の不確実性があり、特定時点における判断を伴うことから、経営者が行った評価の検討に当たっては、単に評価結果を入手するのみではなく、入手した監査証拠を十分かつ批判的に検討することが求められる。

(8) 訴訟事件等に係わるリスク管理体制の評価

事 例) 訴訟事件等のリスク管理体制等の監査人の評価

監査チームは、被監査会社の訴訟事件等に係わるリスク管理のための管理組織の整備

状況を把握しておらず、また訴訟等のリスクに対する経営者の判断・評価の妥当性を検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査委員会報告第 73 号第 4 項 (3)・(4))

(9) 連結の範囲の検討

事 例)

- ▶ 被監査会社は、関連会社のうち一社について、利益や利益剰余金の連結財務諸表に与える影響が高い比率を示しているにもかかわらず、一時的な現象であり、質的重要性が乏しいことから、持分法の対象としないと判断しているが、監査チームは、その合理性を十分に検討していない。

また、監査チームは、当該関連会社の持分法適用範囲の検討において、被監査会社から関連会社の利益や利益剰余金が連結財務諸表に与える影響の計算結果を入手しているが、当該計算結果について再計算を実施していないほか、被監査会社が当該計算を行う際に利用した数値と事業計画との整合性を確認していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 8 項)

- ▶ 監査チームは、子会社の範囲の検討に当たり、被監査会社の役員が全議決権を保有する会社について、役員へのヒアリング等により、取引関係や事業に関する責任関係等を把握した上で、当該会社が子会社に該当しないと判断したとしている。

しかしながら、監査チームは、当該判断に際し、当該会社の取締役の構成、事業方針の決定に関する契約の有無、資金調達の状況等の、被監査会社が当該会社の意思決定機関を支配しているか否かに関する情報を入手していない。【平成 24 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 52 号第 8 項、企業会計基準第 22 号第 7 項、企業会計基準適用指針第 22 号第 9 項)

3. 会計上の見積りの監査

着眼点

平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査又は中間監査から、会計上の見積り及び関連する開示に関する実務指針として、監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」が適用された。当該実務指針の適用を踏まえ、審査会検査においては、以下のような観点から検証をしている。

- ▶ 監査チームは、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に評価・識別し、またそのリスクに対応した適切な対応手続を策定・実施しているか。
- ▶ 監査チームは、会計上の見積りにより、特別に検討を必要とするリスクが生じていると判断している場合、追加の実証手続を実施しているか。
- ▶ 監査チームは、会計上の見積りにおいて、経営者の偏向が存在する兆候が存在するかどうかを識別し、存在すると判断した場合は対応手続等を策定・実施しているか。

求められる対応

会計上の見積りは、不確実性を伴うが、その不確実性の程度により重要な虚偽表示リスクは異なる。よって、見積りの性質・方法、関連する内部統制、経営者偏向の兆候等といった不確実性に影響を与える要素を検討し、重要な虚偽表示リスクを評価・識別することが、実務指針上「要求事項」として求められている。また識別した重要な虚偽表示リスクについては、対応する適切な監査手続を策定・実施することも同様に求められる。

(1) 有価証券

事例 1) 事業計画の検討（経営者が使用する仮定の検討）

- ▶ 実質価額が著しく低下した投資有価証券の減損の検討において、被監査会社は、投資先から入手した事業計画によると、将来の大幅な売上高の増加等が見込まれていることから、当該投資有価証券の実質価額は取得原価まで回復可能であり、減損処理は不要であるとしており、監査チームも被監査会社の判断に同意している。

しかしながら、監査チームは、売上増加策の合理性等、当該事業計画を裏付ける十分な監査証拠を入手していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17 項)

- ▶ 被監査会社は、業績が悪化した関係会社の株式について投資損失引当金を計上しているが、監査チームは当該株式の実質価額について検討していないほか、具体的な事業計画の検討等の、回復可能性を合理的に裏付ける十分な監査証拠を入手していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17 項)

- ▶ 被監査会社は、債務超過となっている子会社の株式の減損処理の要否の検討において、被監査会社が作成した当該子会社の事業計画によると、純資産額は今後4年間で取得価額まで回復可能であることから、減損処理は不要であるとしており、監査チームも当該被監査会社の判断は妥当であるとしている。当該事業計画では、今後、新商品を市場へ投入することにより売上高が飛躍的に増加する見込みであり、それに伴い収支が黒字化する予定であるが、当該子会社の属する業界の特性から、新商品の売上高を予測することは難しく、また、当該子会社は設立から一貫して損失を計上しており、未だ事業計画上の予算を達成していない。こうした状況にあるにもかかわらず、監査チームは、当該事業計画の合理性を裏付ける十分な監査証拠を入手していない。【平成23年度検査】
(監査基準委員会報告書540第11・12・17項、会計制度委員会報告第14号第92・285項)

事例2) 実質価額の検討

被監査会社は、投資有価証券の減損の検討において、投資先から入手した財務諸表を基礎に算定した1株当たり純資産額と、当該株式を取得した時の価額を比較している。しかしながら、監査チームは、投資先の財政状態の算定に加味すべき債権や投資有価証券等の資産等の時価評価に基づく評価差額等を検討していない。【平成24年度検査】
(監査基準委員会報告書540第11・12・17項、会計制度委員会報告第14号第285項)

(2) 繰延税金資産の回収可能性

事例1) 会社区分の検討(経営者が使用する仮定の検討)

被監査会社は、当期及び前期以前の事業年度にそれぞれ多額の税務上の繰越欠損金を計上しているものの、非経常的な損益項目及び特殊要因を除けば、連続してある程度の経常的な利益を計上しており、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」で規定する「会社区分第2号」に該当すると主張している。

しかしながら、こうした状況において、監査チームは、非経常的損益項目等を除外することの合理性を含め、当該会社区分とすることについて十分に検討していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書540第11・12項、監査委員会報告第66号第5項(1)・(3))

事例2) スケジュールリングの検討

監査チームは、投資有価証券評価損に係る一時差異のスケジュールリングの検討に当たり、銘柄ごとの具体的な税務上の損金算入時期及び損金算入方法に係る監査証拠を入手していない。【平成24年度検査】

(監査基準委員会報告書540第12項、監査委員会報告第66号第4項・第5項(1)②)

事例3) 取締役会等の承認（関連する内部統制）

監査チームは、繰延税金資産の回収可能性の判断において、被監査会社より5か年事業計画を入手しているが、当該事業計画が取締役会等の承認を得たものであるか検証していない。【平成23年度検査】

（監査基準委員会報告書540第11・12・17項、監査委員会報告第66号第5項（3））

（3）固定資産の減損

事例1) 資産のグルーピングの検討

- ▶ 被監査会社は、固定資産の減損会計を適用する際の資産のグルーピングについて、セグメント情報の報告セグメントをグルーピングの単位として採用しているが、監査チームは、当該単位が他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位であるかについて検討していない。【平成23年度検査】

（監査基準委員会報告書540第11・12・17項、企業会計基準適用指針第6号第7項）

- ▶ 監査チームは、被監査会社が期中において資産のグルーピング等の、見積りの前提となる重要な仮定を変更している状況において、変更の合理性及び適時性の検討を十分に行っていない。【平成24年度検査】

（監査基準委員会報告書540第11・12・17・20項）

事例2) 減損の兆候の検討

監査チームは、2期連続営業赤字か否かのみに着目し、他の減損の兆候（例えば、使用範囲等について回収可能価額を著しく低下させる変化、経営環境の著しい悪化及び市場価額の著しい下落等）の有無について検討していない。【平成24年度検査】

（監査基準委員会報告書540第11・12・17項）

事例3) 遊休資産の検討

被監査会社は、遊休資産の減損について、遊休状態となってから相当の期間が経過していないことから、減損損失を計上しないと判断しており、監査チームも当該判断に同意している。

しかしながら、監査チームは、当該遊休資産がいつから遊休状態になっているかを確認していないほか、被監査会社が遊休資産とした対象が網羅的であるか検討していない。

【平成23年度検査】

（監査基準委員会報告書540第11・12・17項）

事例4) 事業計画の検討（経営者が使用する仮定の検討）

- ▶ 被監査会社は、のれんの減損の検討に当たり、高い成長性・将来性を考慮して作成した事業計画を前提として、減損の兆候はないと判断しており、監査チームも、当該計画

の検討に当たり、過去における事業計画の達成状況を確認することにより、当該計画は合理的であり当期において見直しは必要ないと判断している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が作成した当該計画の前提条件について、市況や同業他社の状況等に基づいた実現可能性を検討していない。【平成 23 年度検査】
(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17 項)

- ▶ 被監査会社は、当期の利益実績が計画と大きく乖離しているにもかかわらず、当該乖離は、一時的な事象であり将来キャッシュ・フローの見直しは不要と判断しており、監査チームも被監査会社の判断に同意している。

しかしながら、監査チームは、経営者とのディスカッションのみによって被監査会社の当該判断を妥当とし、十分な検討を行っていない。【平成 24 年度検査】
(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17・20 項)

【留意点】

会計上の見積りの監査では、有価証券、繰延税金資産、固定資産の減損等、経営者の策定した事業計画の合理性等を検討するケースが多い。しかしながら、当年度の検査においても、監査人が、経営者の事業計画の合理性を十分かつ適切に検討していない事例が多く見られているため、引き続き、慎重な対応が求められる。

事例 5) 取締役会等の承認（関連する内部統制）

監査チームは、固定資産の減損の兆候の検討において、遊休資産に該当するか否かを検討する際に、被監査会社が策定した事業計画を検討しているが、当該事業計画に係る被監査会社の承認手続を確認していない。【平成 24 年度検査】
(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17 項)

(4) 退職給付引当金

事 例) 基礎率等の検証

監査チームは、被監査会社が使用する予定退職率、予定昇給率、期待運用収益率及び予定一時金選択率等の退職給付債務の基礎率の妥当性を検討していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12 項、会計制度委員会報告第 13 号第 13・16・19 項)

(5) 完成工事補償引当金

事 例) 前年度の会計上の見積りの検討

監査チームは、完成工事補償引当金について、当年度の補償実績額が前年度の財務諸表における認識額を大幅に超過している事実を把握しているにもかかわらず、差異の理由を特定して理解するなどのリスク評価手続を実施していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 540 第 8 項)

(6) 資産除去債務

事例) 経営者が使用する仮定の検討

被監査会社は、店舗の賃借資産の使用期間が明確でないため、原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが困難である、また、翌期の店舗閉鎖予定はないとして、資産除去債務を計上していない。

監査チームは、被監査会社が経常的に店舗閉鎖を行っている状況や、事業計画上翌期の店舗移転等を予定している状況等を把握していたにもかかわらず、被監査会社の主張を特段の検討を行うことなく是認しており、主張の合理性を検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17 項)

(7) 無形固定資産

事例) 経営者が使用する仮定の検討

被監査会社は、投資額を基準にしてのれんの償却年数を決定しているが、監査チームは、当該基準の合理性について検証していない。また、当該基準に基づいて新規に計上したのれんの償却年数について、事業計画等に基づく超過収益力の効果発現期間を勘案するなどして、その妥当性を検討していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17 項)

(8) 棚卸資産

事例 1) 事業計画の検討 (経営者が使用する仮定の検討)

被監査会社は、開発が中断している不動産について、開発の再開及び販売が見込まれることを前提に、正味実現可能価額による評価を行っている。

しかしながら、監査チームは、事業計画やその進捗等を踏まえた被監査会社の仮定の適切性を確かめていない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12・17 項、監査・保証実務委員会報告第 69 号 2.(3)・4.(2))

事例 2) 認識及び測定

不動産事業を営む被監査会社は、賃貸用途の販売用不動産の評価に当たり、収益還元法に基づく評価額を正味実現可能価額としている。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が年間賃料から経費相当部分を控除することなく収益還元評価していることを見落としている。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・16・17 項、監査・保証実務委員会報告第 69 号 2.(3)・4.(2))

(9) 返品調整引当金

事 例) リスク評価手続

監査チームは、被監査会社の新規事業において、部品の不具合等の発生により相当数の不良返品が発生しているにもかかわらず、返品調整引当金の計上の要否を検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 7 項)

4. 他者の作業の利用

着眼点

監査基準委員会報告書 600「グループ監査」が平成 24 年 4 月 1 日以降開始する事業年度に係る監査から適用された。グループ監査チームは、子会社などの構成単位の財務情報に関して、構成単位の監査人によるリスク評価手続やリスク対応手続に関与することが要求される。近時、在外子会社等における不正会計が報告されるなか、審査会検査においては、以下のような観点から検証している。

- ▶ グループ監査チームは、売上高等の定量的な指標以外にも、構成単位の特定の性質や状況も把握した上で重要な構成単位を識別しているか。また、構成単位の監査人の職業的専門家としての能力等を十分に把握し、監査計画を作成しているか。
- ▶ グループ監査チームは、構成単位の監査人の作業内容を評価するために、適切な構成単位の重要性の基準値や特別に検討を必要とするリスクを明確にした指示を行っているか。また、監査の過程において、構成単位の監査人との協議や質問を適時に行っているか。
- ▶ グループ監査チームは、構成単位の監査人からの報告事項に対して、必要に応じて追加の監査手続を指示あるいは自ら実施しているか。また、構成単位の監査人から報告された未修正の虚偽表示がグループ財務諸表に与える影響を、内部統制や不正等の、質的な影響も含めて評価しているか。

また、他者の作業の利用として、専門家の業務を利用する場合がある。審査会検査においては、監査人が財務諸表監査の目的に照らして専門家の業務の適切性を判断しているかを検証している。

求められる対応

グループ監査では、構成単位の財務情報に対する作業の範囲及び時期並びに発見事項について、構成単位の監査人と十分なコミュニケーションを行うこと、及び、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠してグループ財務諸表が作成されているかどうかについて意見を表明するために、構成単位の財務情報及び連結プロセスに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することが要求されている。このような状況のなか、グループの監査手続においては考慮すべき事項が増加しているため、こうした事項に対応した適切な監査計画を立案する必要がある。

また、監査人は、他者の作業の利用として、専門家の業務を利用する場合であっても、表明した監査意見に単独で責任を負う。そのため、専門家の業務の利用に当たっては、利用する必要性を判断すること、専門家の適性や能力、客観性を評価すること、専門家の業務が監査目的に照らして適切であるかどうかを評価することが求められる。

(1) グループ監査

事例1) 重要な構成単位

グループ監査チームは、構成単位の監査人の監査結果を利用する範囲の選定において、構成単位である子会社の売上高が連結財務諸表に与える影響は検討しているものの、子会社の売上高以外の指標や各子会社の勘定科目の連結財務諸表に与える影響を勘案して、構成単位の監査人の監査結果を利用する範囲を決定していない。【平成24年度検査】
(監査基準委員会報告書600第8項)

事例2) 構成単位の監査人に関する理解

グループ監査チームは、在外連結子会社の監査を構成単位の監査人に依頼しているが、構成単位の監査人の独立性や職業的専門家としての能力等を理解していない。【平成22年度検査】
(監査基準委員会報告600第18項)

事例3) 重要性

在外連結子会社の監査において、グループ監査チームは、構成単位の監査人は当然にグループ財務諸表の重要性の基準値より少額な値で監査を実施していると考えたことから、構成単位の重要性の基準値及びグループ財務諸表にとって明らかに僅少であるとみなすことができない虚偽表示の金額の基準値を、構成単位の監査人に伝達していない。【平成23年度検査】
(監査基準委員会報告書600第20・39項)

事例4) 構成単位の重要性の基準値

グループ監査チームは、構成単位の監査人に対して、グループ財務諸表の監査のために使用する構成単位の重要性の基準値を、グループ財務諸表全体の重要性の基準値と同額で指示しており、その重要性の基準値より低い金額で指示していない。【平成24年度検査】
(監査基準委員会報告書600第20項)

事例5) 連結プロセス(同一の会計方針)

グループ監査チームは、構成単位の監査人の監査結果を利用していない在外子会社について、当該在外子会社所在地の会計基準と国際財務報告基準等との重要な差異の有無を確認していない。【平成24年度検査】
(監査基準委員会報告書600第34項)

事例6) 後発事象

グループ監査チームは、在外子会社における重要な後発事象の有無を確認するために、構成単位の監査人に対して後発事象の確認書の提出を指示しているが、グループ

監査チームと構成単位の監査人とのコミュニケーションが不足していたことから、親会社である被監査会社の会社法監査報告書日までに、構成単位の監査人から後発事象の確認書を入手していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 600 第 37・38 項)

事例 7) 構成単位の監査人とのコミュニケーション及びその作業の妥当性の評価

- ▶ グループ監査チームは、在外連結子会社の監査において、構成単位の監査人より、親会社である被監査会社が認識していない退職給付債務が存在することや非連結子会社に対する債務保証が存在することなどの報告を受けていたにもかかわらず、報告された事項に対する追加の監査手続を実施していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 600 第 41・42 項)

- ▶ グループ監査チームは、構成単位の監査人からの報告により、構成単位の財務情報に連結上の検出事項の基準値を上回る未修正の虚偽表示が存在することを把握していたが、当該未修正の虚偽表示が監査意見形成上の重要性の基準値を下回っていたことから、未修正の虚偽表示の詳細な内容について、構成単位の監査人に質問を行うなどの追加の監査手続の必要性や、当該未修正の虚偽表示を経営者確認書の記載事項とすべきか否かについて検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 600 第 41・42 項)

- ▶ グループ監査チームは、連結子会社の監査において、利用を予定していた構成単位の監査人から、監査意見表明時までに監査結果を入手することができなかつたため、代替手続を実施している。

しかしながら、グループ監査チームが実施した代替手続は、子会社の財務数値の前期比較等のみであり、監査人として十分かつ適切な監査証拠を入手していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 600 第 42・43 項)

事例 8) 監査証拠の十分性及び適切性

グループ監査チームは、連結子会社の監査において、構成単位の監査人から未修正の虚偽表示の報告を受けているが、当該未修正の虚偽表示について、以下の検討を行っていない。

- ・ 監査意見表明に当たって、財務諸表における項目の金額、小計額又は合計額と適宜関連付けた財務諸表全体に対する金額的及び質的影響
- ・ 当該未修正の虚偽表示が、不正に起因する又はその可能性があるか否か
- ・ 当該未修正の虚偽表示が、内部統制監査に与える影響

【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 600 第 44 項、同 450 第 10 項)

(2) 専門家の業務の利用

事例) 監査人の利用する専門家との合意

監査チームは、売上原価の分析の実証手続及び固定資産の減損の兆候の認識に係る監査手続において、被監査会社の情報システムから作成された帳票を基に検討している。

しかしながら、監査チームは、当該帳票の正確性の検証範囲について、IT 専門家との間で明確な合意ができておらず、各事業本部の売上原価及び販売費・一般管理費に係る情報の正確性及び網羅性について検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 620 第 10・11 項)

5. 金融機関の監査

着眼点

平成 23 年度より協会による品質管理レビューの対象業務に、一定規模以上の信用金庫等が含まれることとなり、当審査会においても平成 24 年度よりこうした金融機関を受嘱する監査事務所を検査の対象としている。

従来より、銀行等金融機関の監査業務について、審査会検査の対象としてきたところではあるが、不備事例が蓄積されたことから、金融機関の監査に関する事例をまとめて取り上げることとした。

金融機関の監査に当たっては、金融行政に関する理解等、一般の事業会社の監査とは異なる視点が求められることや、被監査金融機関を取り巻く環境等に関する深い理解が必要とされる。

審査会検査においては、以下のような観点から金融機関の監査を重点的に検証している。

- ▶ 監査契約の新規の締結及び更新に当たり、金融機関特有のリスク等を踏まえた適切な手続を実施しているか（事例については「I. 品質管理編」「3. 契約の新規の締結及び更新」事例5）参照）。
- ▶ 金融機関の監査特有の知識・経験を有する十分かつ適切な人員を投入しているか。
- ▶ 監査チームは、被監査金融機関の監査リスクを適切に把握した上でリスク評価手続を実施し、適切なリスク対応手続を立案しているか。
- ▶ 監査チームは、監査計画に基づいて、特に資産の自己査定、貸倒引当金、繰延税金資産等の会計上の見積りに関して十分かつ適切な監査証拠を入手し、十分かつ適切な監査調書を作成しているか。

求められる対応

監査事務所における評価できる取組事例として、監査事務所の中には、被監査金融機関の経営者等と積極的にコミュニケーションを図ることにより、資産の自己査定において債務者の実態を踏まえた指導を行っている事例が挙げられる。一方、以下に示すとおり、十分かつ適切な監査証拠を入手しているとは言い難い事例、入手したとする監査証拠に関する監査調書の記述が不十分または不適切な事例も散見される。

金融機関を担当する監査実施者においては、上記の状況を踏まえ、深度ある監査手続の実施、十分かつ適切な文書化に努める必要がある。

なお、会計上の見積りの監査に当たっては、「3. 会計上の見積りの監査」も参照されたい。

(1) 資産の自己査定

事例 1) 自己査定基準の検討（実態バランスの作成及び債務償還能力の判断）

監査チームは、被監査金融機関が債務者の実態バランスを作成する際のルール及び債

務償還能力の判断基準が不明瞭になっている状況を把握しているが、実態バランスの作成や債務償還能力の判断を行うための手法や判断の目安の策定について、被監査金融機関に対して監査人として十分に関与していない。

このような状況において、監査責任者は「債務者の業績が悪化し、債権が回収不能となる可能性があること」を特別な検討を必要とするリスクに該当すると認識し、債務者の実態バランスや債務償還能力を検証するよう監査補助者に指示しているが、問題点を把握するための具体的な検証手続を策定していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号IV 1. (2))

事例 2) 債務者区分の適切性

(債務償還能力)

- ▶ 監査チームは、有利子負債を減価償却前利益で除した債務償還年数が業態に比して長期となっている債務者について、債務償還能力と債務者区分の整合性を検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号V・【参考付録】)

- ▶ 監査チームは、設備依存型の債務者について、設備の残存耐用年数と債務償還年数との乖離に着目して検証していないほか、経営改善計画の合理性・実現可能性を具体的に検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号IV 1. . 2. . (注 5) ~ (注 7) ・【参考付録】)

- ▶ 監査チームは、被監査金融機関が債務者の債務償還能力を判断する際、当該債務者の本業と無関係の投融資を、正常な運転資金に含めて有利子負債から控除することにより、収益弁済すべき借入金を過小に算定していることについて、その合理性を十分に検証していない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号V・【参考付録】)

(貸出条件)

被監査金融機関は、直近決算値による所要運転資金を大幅に上回る貸出金が、運転資金として実行されるなど、通常と異なる貸出条件となっている債務者を正常先として区分しているが、監査チームは、当該債務者区分の適切性を十分に検証していない。

【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号V・【参考付録】)

(仮基準日後のフォローアップ)

監査チームは、被監査金融機関が、自己査定 of 仮基準日としている 12 月末以後、翌年の 3 月末にかけて、従来の与信残高を大幅に上回る与信を実行するなど、債務者の

信用状況が大きく変化していることを、取締役会議事録により把握していたにもかかわらず、当該状況を踏まえた債務者区分の見直しを行っていない。【平成 22 年度検査】
(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号 IV 1. (2))

(実態バランス)

- ▶ 監査チームは、売却予定の遊休不動産や、事業規模に比して多額の資産を保有している債務者について、保有不動産等の実態バランス上の評価額を検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号 V・【参考付録】)

- ▶ 監査チームは、多額の在庫を計上している債務者について、含み損の有無を検証していない。

また、負債圧縮のため不動産売却を予定している債務者について、不動産の含み損益を反映させた実質自己資本を検討していないほか、実質債務超過となっている債務者の自己資本に加味されている、代表者等の資産の内容や金額を検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号 【参考付録】)

(経営改善計画)

- ▶ 今後の経営改善が見込まれるため、その他要注意先とされている複数の債務者の検証において、監査チームは、営業利益及び経常利益が計画策定直後の期から計画値を下回っている一部の債務者について、計画値を下回っている要因や経営改善の見込みを十分に検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号 V・【参考付録】)

- ▶ 監査チームは、大口要注意先の債務者について、経営改善計画に沿った返済の履行状況を検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号 【参考付録】)

(保証会社の保証能力)

監査チームは、被監査金融機関による信用保証会社の保証能力に対する判定を検証する際に、信用保証会社が計上している債務保証損失引当金と直近の代位弁済実績や代位弁済により取得した求償権の回収実績との比較により、被監査金融機関の判定の妥当性を検討していない。【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項)

(監査調書)

監査チームは、被監査金融機関に対して行った質問の内容や債務者区分の妥当性に

関する見解のみを監査調書に記載し、債務者の実質自己資本や債務償還年数等の算定過程、実質自己資本等が悪化している債務者の改善の見込み等の、重要となる事項に対する被監査金融機関の判断の内容を監査調書に記載していない。【平成 24 年度検査】
(監査基準委員会報告書 230 第 7 項)

事例 3) 分類額の妥当性

- ▶ 被監査金融機関は、賃貸ビル等の収益物件の不動産担保評価について、収益還元法を用いることなく路線価や再調達原価等によって評価しているほか、敷金等の負担を考慮せずに処分可能見込額を算定しているため、実際の不動産担保の処分額が処分可能見込額から乖離する可能性がある。

このような状況において、監査チームは、過去に被監査金融機関が処分した担保物件について、収益物件をグルーピングして、処分可能見込額と実際の処分額とを比較するなどにより、被監査金融機関が行った担保評価や処分可能見込額の算定が実態に整合しているか否かを検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号 V・【参考付録】)

- ▶ 監査チームは、担保不動産の競売実績が処分可能見込額の 4 割程度にとどまっていることを把握しているにもかかわらず、担保評価や処分可能見込額の算定方法の見直しの可否を検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号【参考付録】)

- ▶ 監査チームは、破綻懸念先以下の債権に係る自己査定結果を検証する際に、担保に関する資料を査閲しておらず、破綻懸念先以下の貸出金のⅢ分類ないしⅣ分類債権の金額が、担保による適切な回収見込額を控除して算定されているかについて検証していない。

【平成 22 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号 VI ③～⑤)

(2) 償却・引当

事例 1) 貸倒引当金の十分性

監査チームは、被監査金融機関から貸倒引当金のバックテストの結果を入手していないほか、過年度において、毀損実績が前期末貸倒引当金を超過した期が生じている要因を検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 8 項)

事例 2) 貸倒実績率

- ▶ 被監査金融機関は、その他要注意先に区分した債務者の貸倒実績率が、要管理先に区分した債務者の貸倒実績率を上回っているにもかかわらず、特に修正等を行うことなく、算定された貸倒実績率をその他要注意先及び要管理先の引当率として採用している。

このような状況において、監査チームは、貸倒実績率を算定する債務者のグルーピング等の、引当率の決定に用いられている前提が、要注意先とされている債務者の信用リスクに見合ったものとなっているか否かを検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号VI (注 3))

- ▶ 監査チームは、貸倒実績率算定に用いられている期首債権額や毀損額を裏付ける資料を入手しておらず、毀損額集計の正確性及び網羅性を検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 12 項、銀行等監査特別委員会報告第 4 号VI (注 4))

(3) 繰延税金資産の回収可能性

事例 1) 会社区分の検討 (経営者が使用する仮定の検討)

被監査金融機関は、税務上の繰越欠損金の発生要因は大口債務者の破綻等による特殊要因によるものであるとして、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」で規定する「会社区分第 4 号ただし書」と判断しているが、監査チームは、大口債務者の破綻等の背景にある要因の非経常性を検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12 項、監査委員会報告第 66 号第 5 項 (1)・(3))

事例 2) 事業計画の検討 (経営者が使用する仮定の検討)

被監査金融機関は、将来年度の課税所得の見積りに際して、過去に貸出金残高が減少している状況において、将来の貸出金残高が増加し、信用コストが一定額で推移する計画としているが、監査チームは、このような見積りの具体的根拠等を検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 11・12 項、監査委員会報告第 66 号第 5 項 (1)・(3))

事例 3) スケジュールリングの検討 (経営者が使用する仮定の検討)

被監査金融機関は、個別貸倒引当金による将来減算一時差異について、翌期以降 3 年間で全額無税化するスケジュールリングを作成している。

監査チームは、当該スケジュールリングの合理性について、過年度の個別貸倒引当金に対して作成されていた無税化スケジュールリングと無税化の実績を比較するなどの方法により検証していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 540 第 8・12 項、監査委員会報告第 66 号第 4 項)

(4) 実証手続

事 例) 詳細テスト

監査チームは、貸出金・支払承諾見返及び預金残高の実証手続として、期中における詳細テスト及び期末日を基準日とした確認を実施している。

しかしながら、監査チームは、詳細テストの件数の十分性を検討しておらず、また、期

中に実施した詳細テストの結果のロールフォワード手続を実施していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 330 第 21 項、同 500 第 9 項)

(5) その他

事 例) 情報システムから作成された情報の正確性及び網羅性の確認

監査チームは、貸出金利息の分析的手続において、被監査金融機関の情報システムから作成された年間平均残高表を利用しているが、当該年間平均残高表の正確性及び網羅性を検証していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 500 第 8 項)

6. 財務諸表監査における不正

着眼点

財務諸表の重要な虚偽表示につながる不正リスクについて、監査人としてより適切に対応することが求められるなか、審査会検査においては、財務諸表監査における不正への対応について以下のような観点から検証している。

- ▶ 監査チームは、適切に不正リスク要因を評価しているか。
- ▶ 監査チームは、不正リスク要因を考慮して監査計画を策定しているか。
- ▶ 監査チームは、評価した不正リスクに対応した監査手続を実施しているか。

求められる対応

不正リスクを識別し評価するために、監査人には監査の過程を通じて職業的懐疑心を保持することが求められる。また、不正リスクが内部統制によってどのように軽減されているのかを把握し評価するとともに、経営者による内部統制の無効化のリスクに対応するための適切な監査手続の実施が求められる。

(1) 企業及び当該企業が属する産業における不正事例の理解

事例) 不正リスク要因の評価

監査チームは、監査計画段階に実施した不正の検討において、過去に問題とされた取引と類似の取引があるにもかかわらず、当該取引が不正リスク要因の存在を示しているかどうか検討していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 23 項)

(2) 不正リスクに関連する質問

事例 1) 経営者への質問

- ▶ 監査チームは、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するため、経営者への質問を行ったとしているが、監査調書に不正に関連する質問の回答を記載していないほか、不正による重要な虚偽表示が行われるリスクに関する経営者の評価、及び経営者が不正リスクの識別と対応について構築した一連の管理プロセスを把握していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 16・43 項)

- ▶ 監査チームは、不正に関する経営者への質問を実施したとしているが、特段留意すべき点はなかったとして、議事録に経営者との質疑内容を記録していない。また、不正に関する経営者との討議内容を説明することができない状況であり、不正に関する適切な監査手続を実施したものとは認められない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 16・43 項)

事例 2) 取締役会及び監査役等

監査チームは、監査計画策定段階において経営者とのディスカッションを実施し、内部統制を含む企業及び企業環境の理解、並びに重要な虚偽表示リスクの評価を実施したとしている。

しかしながら、監査チームは、当該経営者とのディスカッションにおいて、過去の不正又は違法行為の有無等について質問しているのみで、不正リスクの識別と対応について経営者が構築した一連の管理プロセスに対する監視、及び不正リスクを低減するために経営者が構築した内部統制に対する監視を、取締役会及び監査役等がどのように実施しているか把握していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 19 項)

(3) 不正リスク要因を考慮した監査計画の策定

事例 1) 重要な取引の事業上の合理性

- ▶ 被監査会社は、当期に新規事業を開始しているが、当該事業の取引先は被監査会社の従来の取引先と全く異なっており、また、被監査会社は商品の納入等に関与することなく、発注書や請求書のやりとりのみに基づき売上等を計上している。

このような状況において、監査チームは、企業及び企業環境の理解に当たり、当該新規事業に関して何ら検討していないほか、当該新規事業に関する財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクを評価していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 31 項)

- ▶ 被監査会社の環境事業に関して、関連当事者取引や異常返品等のリスクが想起される複数の状況があるにもかかわらず、監査チームは、取引自体の合理性や潜在的なリスクを評価していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 31 項)

事例 2) 重要な虚偽表示リスクの識別と評価

被監査会社は飲食事業を営んでおり、その業種・業態の特性から売上の大半は現金等により決済され、また被監査会社は日々現金照合を行い、照合後の現金管理を外部警備会社に委託している。

このことから、監査チームは、収益認識に係る不正による重要な虚偽表示リスク(特別な検討を必要とするリスク)を識別する必要はないと判断するだけで、被監査会社の売上取引から想定される不正要因を識別し、それに対するリスク評価手続を行っていない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 25・26 項)

(4) 監査チーム内の討議・情報共有

事 例) 監査チーム内の討議

監査チームは、財務諸表において不正による重要な虚偽表示が行われる可能性の有無について、監査チーム内で討議を実施したとしている。

しかしながら、監査チームは、具体的な不正の可能性に言及した討議を行っていない。

【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 14 項)

(5) 不正リスクに対応する監査人の手続

事 例) 経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続

- ▶ 監査チームは、経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続として、決算整理仕訳の通査を実施するのみで、総勘定元帳に記録された仕訳の適切性を検証していない。また、会計上の見積りに関し、不正による重要な虚偽表示につながる経営者の偏向が存在する可能性が示唆されているかどうかなどについて検討していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 31 項)

- ▶ 監査チームは、経営者による内部統制の無効化のリスクに対応する手続の一環として、総勘定元帳の決算整理仕訳を入手し、異常なデータの有無を検討したとしているが、異常なデータの定義付けを実施していない。また、監査対象期間を通じて仕訳や修正の適切性を検証する必要性について検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 31 項)

- ▶ 通例でないと判断される重要な取引が被監査会社で発生している状況において、監査チームは、仕訳テストの対象勘定科目を売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等に限定しており、通例でない取引が含まれている勘定科目等を仕訳テストの対象としていない。【平成 24 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 31 項)

(6) 特別な検討を必要とするリスク

事 例) 収益認識

監査チームは、収益認識について、合理的な理由がないにもかかわらず、不正リスク及び特別な検討を必要とするリスクとして認識しておらず、リスクに対応した監査手続を実施していない。【平成 23 年度検査】

(監査基準委員会報告書 240 第 25 項)

【留意点】

上記の事例以外にも、審査会検査において、

- ・ 不正に関する経営者への質問やチーム内討議が形式的なものにとどまっており、実質的な討議等が行われていると評価できない事例
- ・ 経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続において、不正リスクを十分に検討することなく形式的に仕訳テスト等を実施している事例

等の職業的懐疑心の保持に疑義のある不備事例が多数みられる。

不正を防止し発見する基本的な責任は経営者にあるものの、近年、被監査会社における不正事例が多数報告されている状況に鑑み、監査人の責任を十分に認識し、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持し、監査業務の実施に当たる必要がある。

7. 財務報告に係る内部統制の監査

着眼点

審査会検査においては、経営者の行った内部統制の評価について、監査人の検討が十分かつ適切に行われているか、内部監査人等の作業の利用に当たって実施すべき手続が行われているか、などの観点から検証している。

求められる対応

必要とされる監査手続の範囲・深度等について改めて確認した上で、十分かつ適切な監査手続の実施及びその文書化に留意する必要がある。

(1) 不備の程度の評価

事例1) 重要性の判断

内部統制の不備に関わる重要性の判断指針は、最終的には財務諸表の信頼性に関わることから、財務諸表監査における重要性と同一になると考えられるが、監査チームは、内部統制監査における重要性の基準値が連結財務諸表監査における重要性の基準値と相違しているにもかかわらず、その合理性を検討していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第188項)

事例2) 開示すべき重要な不備の判断

被監査会社は、内部統制の不備の程度の評価において、財務諸表監査の過程で発見した虚偽表示が生じた原因は内部統制の不備であると評価しているものの、金額的重要性が低いことから財務報告に重要な影響を及ぼす可能性はないと判断している。

しかしながら、監査チームは、当該内部統制の不備の程度の評価において、質的な重要性や補完統制、不備の潜在的な影響額とその発生可能性等を考慮した上で開示すべき重要な不備に該当するか否かを検討していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第42・190～211項)

事例3) 業務プロセスに係る内部統制の評価

監査チームは、被監査会社の決算財務報告プロセスの一部である固定資産減損プロセス等の内部統制について、設計どおりに運用されているか否かを検討していない。【平成24年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第144・149・186項)

事例4) 内部統制の不備の評価

- ▶ 被監査会社は、当期に新たに開始した売上取引に係る債権の貸倒れが期末月に発生したことに伴い、当該売上取引に係る業務プロセスは内部統制の評価範囲に含まれると判

断し、新規取引先に対する与信管理業務を不備として認識した。そのため、被監査会社は、当該不備に対する是正措置として与信管理に係る業務プロセスを整備し、不備は改善したと評価している。

このような状況において、監査チームは、期末時点で不備は改善されており、期末日後に実施された是正措置等を内部統制報告書に記載する必要はないと判断しているものの、期末時点における是正措置の整備状況を具体的に示す監査証拠を入手していない。

【平成 24 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号第 216 項)

- ▶ 監査チームは、内部統制の不備の評価において、経営者が実施した最終的な内部統制の評価結果を入手していない。【平成 23 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号第 216 項)

(2) 内部統制の評価範囲の検討

事例 1) 重要な事業拠点の選定

被監査会社は、複数の監査リスクが想起される事業の売上高が、同社の売上高全体の 3 分の 1 を下回ったことを理由に、当該業務プロセスを内部統制監査の評価範囲から除外している。

このような状況において、監査チームは、当該業務から生じる取引を特別な検討を必要とするリスクとして識別しているにもかかわらず、被監査会社が財務報告に対する質的影響を勘案せずに当該業務プロセスを評価範囲から除外したことについて、十分かつ慎重に検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号第 67 項)

事例 2) 事業拠点の選定指標

被監査会社は、各連結子会社の内部取引消去後の売上高を正確に把握することが容易でないことから、重要な事業拠点の選定指標として内部取引消去前の売上高を採用している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社が採用した事業拠点の選定指標が妥当であるか否かを検討していない。また、各グループ会社の内部取引消去前の売上高を選定指標とした場合、内部売上の多い事業拠点が上位に位置付けられてしまう可能性があるが、重要な事業拠点として選定すべき拠点が漏れなく選定されているか否かを検討していない。【平成 23 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号第 91 項)

(3) 内部統制の評価の検討

事例 1) 全社的な内部統制の評価

監査チームは、全社的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価の検討において、経

営者の採用する評価項目が、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の参考1に示された評価項目の例に照らして、被監査会社の状況に即した適切な内容となっているか検討していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第124項)

事例2) 内部統制の評価の検討

監査チームは、連結子会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの評価において、連結子会社が実施した評価結果を入手し、その適切性を検討したとしているが、実施した手続及び結論を監査調書に記載していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第125・130・251項、監査基準委員会報告書230第8項)

事例3) サンプルング

監査チームは、内部統制の運用評価手続の実施において、監査人自らがサンプルングに当たり特定した母集団、サンプルの対象とした範囲及び期間、サンプルの抽出方法等を監査調書に記載していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第251項、監査基準委員会報告書230第8項)

事例4) ロールフォワード手続

- ▶ 監査チームは、売上計上プロセスに係る運用状況の評価について、期中に実施したとしているが、内部統制が期末日までに引き続き有効に整備及び運用されていることを確かめる手続を実施していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第131・160項)

- ▶ 監査チームは、全社的な内部統制、ITに係る全般統制及び業務プロセス等の整備・運用状況のロールフォワード手続において、内部監査人へ統制内容に変更がないことを質問するのみで、関連文書の閲覧、観察等を組み合わせて実施していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第131・160項)

事例5) 評価範囲の手続

- ▶ 監査チームは、全社統制、及び決算財務報告プロセスのうち、全社的な観点から実施する内部統制の評価の検討において、一部の連結子会社については、被監査会社と同一の統制環境下にあるとの理由から被監査会社についてのみ評価を検討しているが、その妥当性について検討していない。【平成23年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第82号第124項)

- ▶ 被監査会社は、当期より新たに開始した売上取引に係る業務プロセスを内部統制の評価範囲に含めているが、監査チームは、当該プロセスに関する内部統制の整備状況の評価していない。【平成 24 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 82 号第 144 項)

(4) 経営者の評価の利用

事例 1) 内部監査人等の作業の利用

内部統制監査における業務プロセスの運用評価手続において、監査チームは、自らサンプリングを実施せず、全て内部監査人等の作業結果を利用しているにもかかわらず、内部監査人等の客観性や能力の評価、内部監査人等の作業の利用程度について検討していない。【平成 23 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号第 228～243 項)

事例 2) 内部監査人等の作業の利用の程度

監査チームは、内部監査人等の作業結果を利用しているが、内部監査人等の客観性と能力が確保され、内部監査人等による評価作業の品質が監査証拠として利用できる水準であるか否かを十分に検討していない。【平成 24 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号第 237・238 項)



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>